紙類	11. 新聞 12. 雑誌 13. 段ボール 14. 紙パック 15. 紙製容器包装(包装紙, 紙袋, 菓子箱等)16. 雑紙(紙製容器包装に限らずその他紙類として)
金属	21. スチール缶 22. アルミ缶 23. 小型金属(鍋など) 24. 大型金属
	31. 生ビン 32. 無色ビン 33. 茶色ビン 34. その他の色のビン
へ゜ットホ゛トル • プ゜ラスチック	41. PET 42. 白色トレイ 43. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 44. その他プラ (プラスチック製容器包装以外)
その他	51. 布類 52. 生ごみ 53. 廃食油 54. 剪定枝 55. その他

-latter l. l. fr		Ė		処理方法					
市町村名	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイ クル協会へ委託	その他
千葉市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23 31, 32, 33, 34, 41, 51, 54	24		52 (モデル事業のため、一部地域のごみステーション収集)		21, 22, 23, 24, 31, 32, 33		34, 41	11~14,16,51 (古紙回収 業者が古紙問屋に持ち込 み,売却益は収集業者の収 入としている。)
銚子市	11, 12, 13, 15, 21, 22, 23, 31 32, 33, 34, 41, 43		14(支所出張所) 42(指定スーパー 等)		11, 12, 13, 14, 15, 23	21, 22	31, 32, 33, 34	41, 42, 43	
市川市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51		14, 41		11, 12, 13, 14, 51		21, 22, 31, 32, 33, 41	34, 43	
船橋市	21 22 23 31 32 33 34		41				21 22 23 31 32 33 34	34 41	
館山市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43				11, 12, 13, 14	21, 22, 23, 24		32, 33, 34, 41, 42, 43	31
木更津市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51				11. 12. 13. 14. 15. 16. 51		21. 22	32. 33. 34. 41. 42. 43	
松戸市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 42, 43, 51		41		11, 12, 13, 14, 15	21, 22, 23, 31, 32, 33, 41, 51		34, 41, 42, 43	
野田市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 51	54		15,16:混合収集 43:不燃ごみとして収 集後、手選別	32, 33			34, 41, 43	
茂原市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22 31. 32. 33. 34. 41. 51. 55		11. 12. 13. 14. 15. 16. 21 22. 31. 32. 33. 34. 41.		11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22	31. 32. 33	34. 41	55
成田市	21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41(下総・大栄地区)		(下総・大栄地区を 除く地区) 41,53 (下総・大栄地区)		(下総・大栄地区を除く 地区) 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 53			(下総・大栄地区を除く地区) 41 (下総・大栄地区)	
佐倉市	16, 21, 22, 32, 33, 34, 43, 44	23, 24	41, 53, 55				21, 22, 23, 24, 32, 33, 34, 5 3	15, 41, 43	55(処理委託)
東金市	21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41		(リサイクル倉庫を 市内 8 ヶ所に設置) 11, 12, 13, 51		11, 12, 13, 21, 22, 41, 51	23, 24	なし	32, 33, 34	
旭市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 23, 24		34, 41	32, 33, 42, 43
習志野市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51		42		11, 12, 13, 14, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33, 41		34, 42	
柏市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51						11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 2 2, 23, 24, 31, 32, 33, 51	34, 41, 42, 43	
勝浦市	11. 12. 13. 14. 15. 16 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34.				11. 12. 13. 14. 15. 16. 23. 24. 41.	21. 22	31. 32. 33. 34		42. 43. 44
市原市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 51		41		11, 12, 13, 14, 16, 31, 41, 5 1	21, 22		32, 33, 34	

紙類	11. 新聞 12. 雑誌 13. 段ボール 14. 紙パック 15. 紙製容器包装(包装紙, 紙袋, 菓子箱等)16. 雑紙(紙製容器包装に限らずその他紙類として)
金属	21. スチール缶 22. アルミ缶 23. 小型金属(鍋など) 24. 大型金属
	31. 生ビン 32. 無色ビン 33. 茶色ビン 34. その他の色のビン
へ゜ットホ゛トル • プ゜ラスチック	41. PET 42. 白色トレイ 43. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 44. その他プラ (プラスチック製容器包装以外)
その他	51. 布類 52. 生ごみ 53. 廃食油 54. 剪定枝 55. その他

-lamal I fa		Ė		処理方法					
市町村名	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイ クル協会へ委託	その他
流山市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 32, 33 34, 41, 43, 44, 51				11, 12, 13, 14, 51		21, 22, 41	32, 33, 34, 43	44 (焼却処分)
八千代市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 51		14.41.42 (スーパー、公民館 で		11. 12. 13. 14. 15. 16		21. 22. 23. 32. 41	34	31.33.42.51 処理せずに引取り (無償)
我孫子市	11. 12. 13. 14. 16. 21. 22. 23 24. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43 51. 52. 53. 54. 55				11. 12. 13. 14. 16. 23. 24 51. 53		21. 22. 31. 32. 33. 34. 41	34. 42. 43	54中間処理(破砕)を委 託。52.55中間処理から 最終処分(再資源化)を 委託
鴨川市	11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. 51. 55				11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 4 1	42		32. 33. 34. 41	51. 55
鎌ケ谷市	11 12 13 14 16 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51	24				11 12 13 14 16 21 22 23 24 31 32 33 34 51		41 42 43	
君津市	11、12、13、14、16、21、22、31、32、33、34、41、43、51、54				11、12、13、14、16、 31、51	21, 22	41	32、33、34、41、43	
富津市	11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 43, 51				11, 12, 13, 14, 15, 51		21, 22, 23	32, 33, 34, 41, 43	
浦安市	11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 43, 52, 53, 54	11, 12, 12, 14 , 15, 23, 43, 52, 53, 54	14, 15, 42, 51, 53		31, 53	11, 12, 13, 21, 22, 32, 33, 41		34	
四街道市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 44, 51, 52, 54			24, 53, 55					
袖ケ浦市	11·12·13·16·21·22·23 32·33·34·41·51				11 · 12 · 13 · 16 · 51	21 · 22 · 23 · 41		32 · 33 · 34 · 41	
八街市	11/12/13/14/21/22/23/31/32/33/34/ 41	24			11/12/13/14/23/24/41	21/22	31/32/33/34		
印西市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51.		53		11. 12. 13. 14. 15. 16. 51. 5 3		21. 22. 31. 32. 33. 34.	41. 42. 43	
白井市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51	24	53.55(乾電池)		11. 12. 13. 14. 15. 16. 51. 5 3. 55	23. 24	21. 22	31. 32. 33. 34. 41. 42. 43	
富里市	21. 22. 31. 32. 33. 34. 41		14		14	21. 22. 31		32. 33. 34. 41	
南房総市	11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 43, 44, 51	24			11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 3 1			32, 33, 34, 41	売却しないで、処理。 43,44,51
匝瑳市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51						11. 12. 13. 21. 22. 23	15. 32. 33. 34. 41. 42. 43	

紙類	11. 新聞 12. 雑誌 13. 段ボール 14. 紙パック 15. 紙製容器包装(包装紙, 紙袋, 菓子箱等)16. 雑紙(紙製容器包装に限らずその他紙類として)
金属	21. スチール缶 22. アルミ缶 23. 小型金属(鍋など) 24. 大型金属
カ゛ラス	31. 生ビン 32. 無色ビン 33. 茶色ビン 34. その他の色のビン
へ゜ットホ゛トル • フ゜ ラスチック	41. PET 42. 白色トレイ 43. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 44. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)
その他	51. 布類 52. 生ごみ 53. 廃食油 54. 剪定枝 55. その他

-lames I. I. Fr		Ė		処理方法					
市町村名	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財)容器包装リサイ クル協会へ委託	その他
	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41. 51				11. 12. 13. 14. 16. 51	21. 22. 23. 24		29 22 24 41	31(生きビンとして単独で 分別収集していないが、 32.33.34と同様に処理し ている。
香取市 (栗源区)	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41					21. 22. 23. 24		29 22 24 41	31(生きビンとして単独で 分別収集していないが、 32.33.34と同様に処理し ている。
香取市 (小見川区・山 田区)	13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41		14(スーパー、各小 学校等)	54(設置したコンテ ナに入れる)	13. 14. 23. 24. 54	21. 22	41	32. 33. 34	31(生きビンとして単独で 分別収集していないが、 32.33.34と同様に処理し ている。
山武市	(成東地域) 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41	(成東地 域)24				(成東地域) 23, 24		(成東地域) 32, 33, 34	
いすみ市	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41	24			11. 12. 13. 14. 15. 16. 24. 3 1. 41	21. 22. 23		32. 33. 34. 41	
酒々井町	21. 22. 23. 32. 33. 34		41.55 (廃蛍光灯・ 乾電池)			23.24.32.33.34.55(粗 大ごみ)	55 (廃蛍光灯・乾電池)	41	
印旛村	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 32. 33. 34. 41. 42. 43. 51	なし	なし	なし	なし		11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 2 2. 51	41. 42. 43	32. 33. 34
本埜村	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51						11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 2 2 51	41, 42, 43	32, 33, 34
栄町	11 12 13 14 16 21 22 32 33 34 41 42 43 51				11 12 13 14 16 51		21 22 32 33 34	41 42 43	
神崎町			11. 12. 13. 14. 51				11. 12. 13. 14. 51		
200 山山	11. 12. 13. 14. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 41. 42. 43		11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	24	11. 12. 13. 14. 15. 16. 51				
東庄町	13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41			54			41	32. 33. 34	31
大網白里町	21, 22, 32, 33, 34, 41, 55	24	11, 12, 13, 14, 51, 55 (町内3箇所にリサ イクル回収倉庫設		11, 12, 13, 14, 21, 22, 41, 5 1, 53	23, 24		32, 33, 34	
九十九里町	41	24		21, 22, 23, 32, 33, 34( 路線回収)	21, 22, 41	23, 24		32, 33, 34	11, 12, 13, 14(無償で業者 引取)
芝山町	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 51				11, 12, 13, 14, 41, 42, 51	21, 22, 23		32, 33, 34	

紙類	11. 新聞 12. 雑誌 13. 段ボール 14. 紙パック 15. 紙製容器包装(包装紙, 紙袋, 菓子箱等)16. 雑紙(紙製容器包装に限らずその他紙類として)
金属	21. スチール缶 22. アルミ缶 23. 小型金属(鍋など) 24. 大型金属
カ゛ラス	31. 生ビン 32. 無色ビン 33. 茶色ビン 34. その他の色のビン
	41. PET 42. 白色トレイ 43. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 44. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)
プ ラスチック	
その他	51. 布類 52. 生ごみ 53. 廃食油 54. 剪定枝 55. その他

	収集方法				処理方法				
市町村名	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財)容器包装リサイ クル協会へ委託	その他
横芝光町	11. 12. 13. 14. 加えて光地域のみ 15. 16. 21. 22. 23. 32. 33. 34. 41. 42. 加 えて光地域は42も43へ含める 51.		53. 横芝地域は各集 会所 光地域は各小 学校		11. 12. 13. 14. 41. 42. 51. (横芝地域) 53は横芝 と光地域	21. 22. 23. (横芝地域)	11. 12. 13. 21. 22. 23. (光地域)	15. 32. 33. 34. 41. 42. 43 . (光地域) 32. 33. 34. (横芝地域)	
一宮町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55(廃乾電池)				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33		34, 41	55(配乾電池)処理委託 のみ
睦沢町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22	31, 32, 33	34, 41	55
長生村	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 31. 32. 33. 34. 41. 51. 55				11. 12. 13. 14. 15. 16. 51	21. 22	31. 32. 33	34. 41	55
白子町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22	31, 32, 33	34, 41	55
長柄町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22	31, 32, 33	34, 41	55
長南町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22	31, 32, 33	34, 41	55
大多喜町	11. 12. 13. 14. 15. 16. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 43. 44. 53.				11. 12. 13. 14. 15. 16. 23. 3 1. 24. 51	21. 22. 32. 33. 34. 41. 53		43	44
御宿町	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51	24, 55	_	_	11, 12, 13, 14, 16, 51	21, 22, 23, 24, 41	_	_	32, 33, 34, 42, 43, 55
鋸南町	11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34. 41. 51	24			11. 12. 13. 14. 23. 24. 31. 5 1	21. 22		32. 33. 34. 41	

	助成制度		前助品目と単価	補助金交付	額(単位:円)
市町村名	の有無	回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有	3円/kg (新聞・雑誌・雑紙・段ボール・紙パック・ 布類) 拠点回収を行っている団体は実施月ごとに500円加算	1.2円/kg (新聞) 3.8円/kg (雑誌・雑紙・紙パック) 2.9円/kg (段ボール) 9.3円/kg (布類)	72, 339, 000	52, 680, 000
銚子市	有	3. 2~3. 83円/kg	1.6~1.92円/kg	3, 942, 090	2, 006, 843
市川市	有	ビン・カン、紙・布	紙・布	3円/kg	3円/kg
船橋市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 3円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 単価方式ではなく、あらかじめ決めた必要経費と売上を比 較し、不足分を補助する。	70, 134, 330	30, 357, 127
館山市	無	-	_	_	_
木更津市	有	紙類、繊維類、ビン類 3円/kg	紙類、繊維類、ビン類 2円/kg	4, 297, 128	2, 864, 752
松戸市	有	紙類等 2円/1kg 空き缶 2円/1kg ガラスびん類 2円/1kg ペットボトル 10円/1kg	紙類等 1円/1kg 空き缶 第1期 (4-6月),第2期 (7-9月),第3期 (10-12月):7.1円/1kg 第4期 (1月~3月) 23.3円/1kg ガラスびん類 第1期 (4-6月),第2期 (7-9月),第3期 (10-12月):7.1円/1kg 第4期 (1月~3月) 23.3円/1kg ペットボトル 62.7円/1kg	37, 716, 760 3, 179, 276 4, 166, 516 12, 981, 900	15, 285, 940 20, 460, 324
野田市	有	繊維類: 3円	繊維類: 3円 空き缶:13円 新聞: 0円 ペットボトル:2,730,000円(年間) 段ボール:0円 雑誌:0.5円 金属類:19円 雑びん:20円	紙類: 17,805,927円 金属類: 1,299,852円 生びん: 332,244円 雑びん: 10,117,490円 空き缶: 9,507,564円 ヘットボトル: 1,888,585円	繊維類: 1,546,617円 新聞: 0円 段ボール: 0円 雑誌: 1,151,838円 金属類: 8,654,788円 雑びん: 21,316,763円 空き缶: 7,250,210円 ペットボトル: 2,730,000円 (年間)
茂原市	有	1円/kg:紙パック 1円/kg:ダンボール 1円/kg:雑誌 2円/kg:新聞 4円/kg:ビン類 72円/kg:アルミ缶 13円/kg:スチール缶	_	13, 121, 891	_
成田市	有	10円/kg 紙, 布, 缶, 瓶, 金属類, ペットボトル (下総・大栄地区)紙, 布, 缶, 瓶, 金属類	4円/kg 紙, 布, 缶, 瓶, 金属類, ペットボトル (下総・大栄地区) 紙, 布, 缶, 瓶, 金属類	26, 099, 680	10, 439, 872

	以に対する即 助成制度		前助品目と単価	補助金交付	額(単位:円)
市町村名	の有無	回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
佐倉市	有	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、ビン、カン すべて2円/kg	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、ビン、カン すべて 1 円/kg	14, 713, 488	7, 356, 744
東金市	有	紙類 3円/kg 繊維類 3円/kg	_	1, 065, 384	_
旭市	有	繊維類(布類)、紙類、金属類、瓶類、ペットボトル(1 kg当り5円)	_	272, 745円	_
習志野市	有	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、スチール 缶、アルミ缶、生ビン、無色ビン、茶色ビン、 その他の色のビン、布類	同左	5円/kg	4円/kg
柏市	無	_	_	_	_
勝浦市	無	-	_	_	_
市原市	有	金属類、紙類、布類及び生きびんは、4円/kg ペットボトルは10円/kg	金属類、布類及び生きびんは、4円/kg 紙類は5円/kg ペットボトルは25円/kg	20, 633, 108	26, 555, 603
流山市	有	紙類・布類・缶金属類・びん類 8円/kg	紙類・布類 9.8円/kg 缶金属類・びん類 12.8円/kg	68, 740, 680	90, 182, 344
八千代市	有	新聞 雑誌 ダンボール 各 4 円/kg 古繊維	同左	11, 359, 896	11, 359, 896
我孫子市	無	_	_	_	_
鴨川市	有	1円/kg 繊維類、紙類、金属類、ビン類	無	770, 158	_
鎌ケ谷市	有	3円/kg(新聞・雑誌・ダンボール・布類) 4円/kg(空きビン(カレット含む)・金属類(空缶含む))	9円/kg(新聞・雑誌・ダンボール・布類・空きビン(カレット含む)・金属類(空缶服務))	4, 731, 880	13, 206, 690
君津市	有	繊維類、新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、 スチール缶、鉄くず、生きビン	同左	1, 287, 182	628, 649
富津市	有	(3円/kg) 繊維類20,385円、紙類852,125円、金属類10,615 円、びん類29,299円	(1.5円/kg)	2, 737, 272	1, 362, 169
浦安市	有	10円/kg(新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類)	3円/kg(新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類)	_	_

	助成制度		前助品目と単価	補助金交付	額(単位:円)
市町村名	の有無	回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
四街道市	有	牛乳パック8円、新聞・雑誌・ダンボール5円、 繊維類5円、びん類5円、金属類5円、食用油8 円、ペットボトル33円/キロ	牛乳パック4円、新聞・雑誌・ダンボール4円、繊維類4円、 びん類4円、金属類4円、ペットボトル70円/キロ	7, 018, 640	5, 422, 817
袖ケ浦市	有	繊維類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・ 雑がみ・びん類・缶類・金属類・ペットボト ル・廃食用油 (全品目:4円/kg)	_	10, 749, 160	_
八街市	有	5円/kg(古紙類・スチール缶・アルミ缶・ビン類)	5円/kg (古紙類・アルミ缶・ビン類) 10円/kg (スチール缶)	4, 087, 845	4, 182, 680
印西市	有	7円/kg:紙類、繊維類、ビン類、金属類、さらに前年度の回収量と比較して増加した団体へ増加量に対し3円/kg補助	2円/kg:紙類、繊維類、ビン類、金属類、	13, 795, 481	3, 848, 848
白井市	有	5円/kg(紙類・布類・ビン類・金属類)	5円/kg(紙類・布類・ビン類・金属類)	_	_
富里市	有	5円/kg:新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・ 繊維・アルミ缶・ビン	3円/kg:新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・繊維・アルミ缶・ビン	5, 663, 085	3, 403, 884
南房総市	無	_	_	_	_
匝瑳市	有	金属類、紙類、繊維類、ガラス、ビン、缶類等 1 kg毎5円(一団体、単年度につき限度額2 00,000円)	_	987, 560	_
香取市	有	紙類・布類 3円/kg	_	4, 025, 409	_
山武市	有	紙類、繊維類、缶類、ペットボトル、白色トレイ 全品目1kgにつき3円	_	紙類:2,427,252円 繊維類:90,369円 毎類:93,393円 ペットボトル:14,046円 白色トレイ:0円	_
いすみ市	有	繊維類、紙類、ビン類、金属類、その他・3円/kg	_	952, 185円	_
酒々井町	有	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ビン、 金属、古繊維 3円/kg	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ビン、 金属、古繊維 3円/kg	2, 898, 570	2, 898, 570
印旛村	有	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑紙、 布、ビン、カン (3円/kg)	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑紙、布、ビン、 カン (1円/kg)	576, 090	190, 109

市町村名	助成制度	<b> </b>	制品目と単価	補助金交付	額(単位:円)
叩門刊名	の有無	回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
本埜村	有	紙類 (新聞紙・段ボール・雑誌等) 繊維類 (ボロ布等) ビン類 (酒ビン・ビールビン・ジュースビン等) 金属類 (空き缶・鉄くず等)	紙類(新聞紙・段ボール・雑誌等)繊維類(ボロ布等) ビン類(酒ビン・ビールビン・ジュースビン等) 金属類(空き缶・鉄くず等)	6円/kg	1円/kg
栄町	有	紙類・繊維類・ビン類・缶類 3円/kg	紙類・繊維類・ビン類・缶類 3円/kg	3, 504, 462	3, 504, 462
神崎町	有	紙類・繊維類・金属類・ビン類 各3円/kg	_	393, 822	
多古町	無	_	_	_	<del></del>
東庄町	有	古新聞 3円/kg、古雑誌 3円/kg、古布 3円/kg	_	343, 380	_
大網白里町	有	紙類 5円/kg 繊維類 5円/kg ビン類 5円/kg 金属類 5円/kg アルミ缶 10円/kg	_	紙類=4,590,400円 繊維類=2300円 ビン類=61,395円 金属類=26,160円 アルミ缶=126,580円	_
九十九里町	有	3円/kg(紙類・繊維類・カン・ビン)	_	244, 812	_
芝山町	有	3円/kgの補助	新聞、雑誌、ダンボール、衣類、ビール瓶、一升瓶、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶	278, 574	<del></del>
横芝光町	有	紙類・繊維類・アルミ類 3円/kg	_	324, 930	
一宮町	無	_		_	
睦沢町	無	_	_	_	_
長生村	無	_	_	_	_
白子町	無	_	_	-	_
長柄町	無	_	_	_	_
長南町	無	_	_	_	_
大多喜町	無	_	_	_	_
御宿町	有	カン、ビン、古紙等資源物:3円/kg	_	271, 527円	_

#### 3 集団回収の実施団体数等

-t-mr++ /z	小学校等による	るPTA等回収	町内会・自治	会等による回収	子供会に	よる回収			その他
市町村名	実施団体数	回収量(kg)	実施団体数	回収量(kg)	実施団体数	回収量(kg)	実施団体数	回収量(kg)	備考
千葉市	106	5, 495, 740	417	8, 907, 749	229	4, 563, 955	182	3, 898, 061	老人会、マンション管理組合等
銚子市	7	98, 294	27	527, 963	24	299, 778	13	247, 255	老人クラブ・婦人会等
市川市	25	656, 680	49	1, 248, 230	44	721, 430	103		高齢者クラブ、婦人会、マンション、市民団体、ボーイスカウト
船橋市	1	679, 040	30	22, 699, 070		-	_		TOTAL
館山市	_	_	_		_	_	_	_	
木更津市	16	555, 205	14	238, 567	26	587, 814	5	50, 790	
松戸市	31	537, 640	235	18, 472, 490	44	1, 907, 444	7	221, 035	老人会、婦人会
							141	2, 593, 787	管理組合
	_						12	97, 070	社宅・寮他
野田市	5	23, 509	345	8, 811, 482	2	46, 832	2	5, 692	老人クラブ、専門学校寮
茂原市	31	166, 496	232	5, 715, 443	5	44, 906	36		長寿会・婦人会
成田市 佐倉市	34	993, 838	78	1, 015, 485	116	562, 140	6	38, 505	
東金市	13 15	658, 630 162, 520	48 3	1, 470, 265 57, 828	116 6	4, 582, 853	37	644, 996	  東金生活と環境を考える会
旭市	3	15, 630	<u> </u>	19, 001	2	126, 170 7, 250	6		東金生品と現現を与える云  老人クラブ、スポーツ少年団、卓球クラブ、ライオンズクラブ
習志野市	42	969, 692	<u>3</u> 72	809, 376	16	3, 267, 816	<u> </u>	14,008	セハノフノ、ハか・ノツ十凹、早柳ソフノ、ノ生なマヘケノノ 
柏市	42	505, 054 —	<u> </u>	000, 510				<del>-</del>	
勝浦市	10	61, 010		<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	_	_	
市原市	84	2, 207, 019	80	1, 448, 177	68	799, 026	49	567, 481	
流山市	17	503, 090	145	7, 143, 390	12	296, 020	54		老人会14、婦人会1、少年野球チーム1、公共施設38
八千代市	20	1, 364, 161	26	674, 583	12	249, 730	20		管理組合、保護者会、各種団体
我孫子市	_		_		_	Í –	_		
鴨川市	16	519, 279	6	59, 045	20	136, 754	7	55, 080	
鎌ケ谷市	9	1, 467, 410	_	_	_	_	_	_	
君津市	15	503, 518	3	8, 180	4	26, 742	8		婦人会、サークル、放課後児童クラブ、保育園
富津市	49	755, 528	6	107, 501	10	30, 965	19		社会福祉施設
浦安市	11	215, 230	63	4, 110, 240	21	584, 250	19	417, 710	
四街道市	8	148, 527	10	257, 045	31	625, 990	28	312, 016	
袖ケ浦市	7	358, 900	113	1, 844, 020	7	43, 610	2		リサイクル会、環境サークル (2団体)
八街市	10	174, 532	24	290, 836	12	93, 777	10		環境ボランティア団体・老人クラブ・他
印西市 白井市	24	751, 474	23	563, 704	26	336, 098	18		婦人会、老人クラブ、ボランティアグループ等
富里市	14 18	361, 490 112, 686	13 37	242, 244 292, 281	31	16, 180 642, 872	10	38, 400 96, 790	実施団体:福祉作業所 老人クラブ・スポーツ団体
南房総市	10	112,000	<u> </u>	232, 201	<u> </u>	042,012		- 00, 109	
匝瑳市	10	171, 948	2	20, 320	8	27, 110		_	
香取市	27	1, 058, 290	7	82, 570	7	78, 147	4	122, 796	
山武市	19	398, 940	28	158, 167	29	244, 490	8		社会福祉協議会、老人クラブ等
いすみ市	5	189, 322		_	17	128, 178			
酒々井町	4	3, 398	26	266, 032	14	408, 420	22	288, 340	
印旛村	6	152, 500	1	17, 560	1_	21, 970	_		
本埜村	4	105, 636	1	3, 440	_		_		
栄町	10	70, 726	11	932, 268	11	129, 950	3	35, 210	
神崎町	2	119, 486	1	2, 510	2	9, 278	_	_	
多古町	2	不明							
東庄町	4	114, 460					_		
大網白里町	11	436, 497	23	415, 012	3	41,677	9	55, 523	社会福祉協議会:1団体(9,480kg) 老人会:2団体 (10,374kg) ボランティア:6団体(35,669kg)
九十九里町	2	16, 920	_		6	60, 844	1	3, 840	老人クラブ
芝山町	2	41, 842	_		1	21,008	_		
横芝光町	8	115, 000	0	0	0	0			
一宮町	_					_			
睦沢町	_	<del>                                     </del>		_		_		_	
長生村	_	-	_		_	_	_	_	
白子町	_	-	_				_		
長柄町	<u> </u>	_				<del>                                     </del>	<u> </u>	_	
長南町 大多喜町	_ 	_		_		_		<del>                                     </del>	
御宿町		<del>                                     </del>	3	83, 912	3	6, 597		_	
鋸南町	_	<del>                                     </del>	<u> </u>	05, 314	<u> </u>	U, JJ1	_	_	
→\D 1±1,-1	I.	ļ						1	I .

# 4 集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係

- ア 任意団体(自治会等)が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関っていない。 (行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関っている。)
- イ 任意団体(自治会等)が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。
- ウ その他

市町村名	区分	その他の具体的内容(ウの場合に記入)
千葉市	ア	
銚子市	ア	
市川市	ウ	紙・布はア、ビン・カンはイ(但し中間処理に対して1円/kg、生ビン15円/kgの奨励金)
船橋市	ウ	回収業者がごみ収集ステーションから地区ごとに回収し、地区の回収量に応じて任意団体に有価物回収 協力金を支給する。回収業者には、必要経費の不足分を助成する。
館山市		
木更津市	ア	
松戸市	ア	
野田市	ア	
茂原市	ウ	任意団体(自治会等)が排出したものを行政(広域組合)が収集し、回収量に応じて市が報償金を交付する。
成田市	ア	
佐倉市	ア	
東金市	ア	
旭市	ア	
習志野市	ア	
柏市	_	
勝浦市	ア	
市原市	ア	
流山市	ア	
八千代市	ア	
我孫子市	イ	
鴨川市	ア	
鎌ケ谷市	ア	
君津市	ア	
富津市	ア	
浦安市	ア	
四街道市	ア	
袖ケ浦市	ア	
八街市	ア	
印西市	ア	
白井市	ア	
富里市	ア	
南房総市	_	
匝瑳市	ア	
香取市	ア	
山武市	ア	
いすみ市	アア	
酒々井町	-	
印旛村 本埜村	アア	
半型刊 栄町	ア	
神崎町	ア	
多古町	ア	
東庄町	ア	
大網白里町	ア	
九十九里町	ア	
芝山町	ア	
横芝光町		
一宮町		
睦沢町	ア	
長生村		
長生村		
白子町	_	
□ 1 ⊨1		

市町村名	区分	その他の具体的内容(ウの場合に記入)
長柄町	_	
長南町	ウ	回収関係なし
大多喜町		
御宿町	ア	
鋸南町	_	

# 5 ポイ捨て禁止条例の制定状況等

市町村名	条例の	条例名	ポイ捨てに	ポイ捨てい		制定日
114. 3 13. 1	有無	No.1 th	対する罰 則の有無	有無	件数	1017/02 12
千葉市	有	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	平成10年4月1日
銚子市	無	_	_		_	_
市川市	有	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	有	無	0	平成15年9月22日
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	有	661	平成16年3月31日
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無	_	_	平成10年3月31日
木更津市	有	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱等の防止等に関する条例	有	無	0	平成8年3月29日
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例 第8条の(1)	有	有	34	平成15年12月19日
野田市	有	野田市環境美化条例	無	_	_	平成9年3月31日
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	有	無	0	平成12年 6月29日
成田市	有	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	平成8年12月27日
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無	_	_	平成15年3月
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	0	平成12年12月27日
旭市	有	旭市環境美化推進に関する条例	有	無	0	平成17年7月1日
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無	_	_	平成14年12月27日
柏市	有	柏市ぽい捨て等防止条例	有	有	266	平成9年3月28日
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無	0	平成14年9月26日
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0	平成9年3月18日
流山市	有	流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無	0	平成13年6月28日
八千代市	有	「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」	有	無	0	平成10年3月25日
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	有	無	0	平成9年6月26日
鴨川市	有	まちをきれいにする条例	有	無	0	平成17年2月11日
鎌ケ谷市	有	鎌ケ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無	I	_	平成17年9月30日
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成9年3月31日
富津市	有	富津市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成9年3月27日
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無	-	_	平成9年3月31日
四街道市	有	四街道市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成11年3月30日
袖ケ浦市	有	袖ケ浦市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成9年3月28日
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	有	無	0	平成10年6月29日
印西市	有	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	有	有	35	平成19年9月21日
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成14年9月24日
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無	0	平成12年3月27日
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無	_	_	平成18年3月20日
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成18年1月23日
香取市	有	香取市環境美化条例	無		_	平成18年3月27日
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	0	平成18年3月27日
いすみ市	有	いすみ市環協保全条例第52条(空き缶等投げ捨ての禁止)	有	無	0	平成17年12月5日
酒々井町	無	_	_	_	_	_
印旛村	有	印旛村環境美化推進に関する条例	有	無	0	平成12年9月18日
本埜村	無	_	_	_	_	_
栄町	無	_	_	_	_	_
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無	0	平成13年12月18日
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	_	_	平成12年12月20日
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	_	_	平成10年3月12日
大網白里町	無	_	_	_	_	_
九十九里町	無	_	_	_	_	_
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	無	0	平成13年6月18日
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無	0	平成19年3月15日
一宮町	無	——————————————————————————————————————	_	_	_	——————————————————————————————————————
<u></u> 睦沢町	有	   睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	 有	無	0	平成10年6月26日
長生村	無	<u>中</u>		_	_	——————————————————————————————————————
	有	   白子町環境美化推進に関する条例	無	_	_	平成8年6月14日
  	無	口」呼吸の大口性性に関する木内	<del>////</del>	_		一 — —

市町村名	条例の	条例名	ポイ捨て に	ポイ捨てい 罰則適用の		制定日
111111111111111111111111111111111111111	有無	术例石	対する罰 則の有無	有無	件数	即足口
長南町	無	<del>-</del>		_	_	_
大多喜町	無	_	_	_	_	_
御宿町	有	御宿町のきれいな海岸環境を守る条例	有	無	0	平成6年9月27日
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無	0	平成6年12月8日

#### 6 一般廃棄物等の不法投棄の状況等

				見件数と投棄量			撤去量						
市町村名	一般廃	棄物	一般廃 産業廃棄		合	·計	完	:7	3着手	未养	<b>手</b>		
	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	
千葉市	2,072	404	_	_	2,072	404	2,072	404		_	_		
銚子市	213		_	_	213	_	128	_	_	_	85	_	
市川市	394	94	_	_	394	94	394	94	_	_	_	_	
船橋市	1,062	183	_	_	1, 062	183	1,062	183	_	_	_	_	
館山市	188	5	10	3	198	8	198	8	_	_	— 00		
木更津市 松戸市	28	7	<u> </u>	2		110	13 346	3			26 —	<u>6</u>	
野田市	346 —	110 —			346	110 74	346	110 74		_   _	_		
茂原市	382				382	25	382	25	<u> </u>		_	<u> </u>	
成田市	473	15	3	1	476	16	434	14	_	_	_	_	
佐倉市	775	78	_	_			775	78	_	_	_	_	
東金市			428	33	428	33	428	33	_	_	_	_	
旭市	190	51	_	_	190	51	190	51		_	_	_	
習志野市	299	5	_	_	299	5	299	5		_	_		
柏市	803	44	_	_	803	44	803	44	_	_	_	_	
勝浦市	136	9	2	2	138	11	132	8	_	_	6	3	
市原市	929	112	_	_	929	112	929	112	_	_	_	_	
流山市			868	63, 390	868	63, 390	868	63, 390	_	_	_	_	
八千代市	111		25	_	136	- 10	236	48	_	_	_	_	
我孫子市	266	16		<u> </u>	266	16	266	16					
<u>鴨川市</u> 鎌ケ谷市	60 1, 185	20 51	<i>(</i>	5 —	67 1, 185	25 51	60 1, 185	20 51	<u>2</u>	<u> </u>	<u>5</u>	<u>4</u>	
君津市	95	51	2	_	97	- 51 	91	9	2		1		
富津市	2	4	<u>-</u>	_	2	4	2	4	<u> </u>	_	<u>-</u>	_	
浦安市		_	_	_		_		_	_	_	_	_	
四街道市	247	42	148	33	395	75	260	62	_	_	_	_	
袖ケ浦市	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_		
八街市	230	44	_	_	230	44	230	44		_	_		
印西市	49	_	9	_	58	_	51	_	-	_	7	-	
白井市	_	50	_	_	_	50		50		_	_	_	
富里市	30	2	8	2	38	3	34	3	_	_	4	_	
南房総市	_	_		_	_	_	148	17	_	_	_	_	
匝瑳市	31 388	27	7	1	38 389	28	38	28	_	_	- 0.4.1	1.0	
香取市 山武市	476	9 5	0.0	9	499	10	148 499	5 7		_ 	241 —	10 —	
いすみ市	345	<u> </u>	23 —	<u>4</u>	345	5	345	<i>τ</i> 5	_	_	_		
酒々井町	63	12	_	_		<del>-</del>	63	12	_	_	_	_	
印旛村	18	4	15	4	33	8	33	8	_	_	_	_	
本埜村	4	4	5	6	9	10	9	10	_	_	_	_	
栄町	36	4	_	_	36	4	36	4		_	_		
神崎町	10	_	21	1	31	1	31	1		_	_		
多古町	34	5	6	1	40	6	39	5	1	1	_		
東庄町	24	6	9	21	33	27	32	26. 5		_	1	0.5	
大網白里町	235	2	33	1	268	3	268	3	_	_	_		
九十九里町	26		2	_	28	_	28	_		_	_		
芝山町	_		_	_	_	— 25	_		_	_	_	_	
横芝光町	_	35	<u> </u>		- 20	35	<u> </u>	35	_	_	_	_	
一宮町 <u></u> 睦沢町	 16		30	4	30	4	30 16	4			_		
長生村	16 19	12	2	1	16 21	13	21	4 13	<u> </u>		<u> </u>		
白子町	19 25	9	<u> </u>	<u> </u>	25	9	25	9					
長柄町	93	2	10	_	103	2	103	2	_	_	_	_	

#### 6 一般廃棄物等の不法投棄の状況等

				見件数と投棄量					撤去	た量 しゅうしゅ		
市町村名	一般孱	<b>E棄物</b>	一般廃棄物 · 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※
長南町	6	1	3	1	9	2	9	2		_		
大多喜町	78	3.47	_		78	3. 47	78	3. 47				
御宿町	17	3	_		17	3	17	3		_		
鋸南町	18	2	_		18	2	18	2		_		

<sup>※「-」</sup>は未把握または0※量の単位は「t」で推計値を含む

# 7 一般廃棄物等の主な不法投棄場所等

1						不法投	棄された場所	折				
市町村名	ملطوران	## Lufe	<b>工業田</b> III	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ऽ <del>च</del> ्चा । ।	)左 山	Art tile	±#1∓ lile		その	り他	
, ,,,,,,	山林	農地	上兼用地	道路・道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	1	2	3	4
千葉市	0			0			0	0		Ŭ	Ŭ	
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0				
表 川 士			_		O	0						
市川市	0	0	0	0			0	0				
船橋市	0	0	0	0			0	0				
館山市	$\circ$	0	0	0	0	$\circ$		0				
木更津市		$\circ$	$\circ$					$\circ$	山林	水路		
松戸市	$\circ$				0				市管理地			
野田市	0	0	0	0			0	0				
茂原市	0	0		0	$\circ$		0	0				
成田市	Ö	Ö	0	Ö	Ö		Ö	Ö				
佐倉市	0	Ö	0	Ö	Ö		Ö	Ö				
東金市				0	0							
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	公園	農業用水路	7 37= 3/21/	
<u> </u>	U	U	0		U	U	U				コ゛ミステーション	
習志野市				0				0	ごみ集積所	公園		
柏市	0	0	0	0	0		0	0	ごみ集積所			
勝浦市	$\circ$	0	ļ	0		$\circ$	0	0	崖地	公園		
市原市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	<u> </u>	耕作放棄地			
流山市	$\circ$	0	0	0	0		0	0				
八千代市	0	Ö		Ö	Ō			0				
我孫子市	Ö	Ö		Ö	0							
鴨川市	0	<del>                                     </del>	1	Ö	0	0	0					
鎌ケ谷市	0		+	Ö	0		0	0				
	0		+		0							
君津市	U			0	U			0				
富津市				0				0				
浦安市												
四街道市	0	0		0	0		0	0				
袖ケ浦市	0	0		0				0				
八街市	$\circ$	$\circ$					$\circ$	$\circ$	ごみ集積所			
印西市		0		0	0		0		公共地			
白井市	0	0	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$		0	0	ごみ集積所	公園		
富里市	Ö	Ö		Ö			Ö	Ö	- / //(1////			
南房総市	0	Ö		Ö	0	0	Ü	Ö	ごみステーション			
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	20/21/ 0 40			
	0	0	0	0	0	0	0	0	JR高架下	ごみステーション		
香取市	_		0				U		JK向朱广	こみ入り一ション		
山武市	0	0		0	0	0		0	3 2 44 Ada			
いすみ市				0	0	0			ごみ集積所			
酒々井町	$\circ$	0	0	0			0	$\circ$	集積所			
印旛村			<u> </u>	0								
本埜村	$\circ$			0	0							
栄町				0	0							
神崎町	0	0		Ö	0				İ			
多古町	0	0	1	Ö	0			0				
東庄町	0	0	†	Ö	$\overline{}$			0				
大網白里町	U		+	0	$\bigcirc$	0			集積所	町有地	水路	公民館
			+		0						小哨	ム八時
九十九里町		0	+	0	$\cup$	0	0	0	空地	集積所		
芝山町	0	ļ	<del>                                     </del>	0	$\sim$			0	集積所	公園		
横芝光町	0		<u> </u>	0	0	0		0	3.2 ***			
一宮町	$\circ$	0	<u> </u>	0	0	$\circ$	0	0	ごみ集積所			
睦沢町	0							$\circ$				
長生村		0		0	0	0			ごみ集積所			
白子町	0		1	Ö	0	Ö		0				
長柄町	0			Ö	0	Ú		Ö				
長南町	0	0	0	0	0			0				
大多喜町	0			0	0			0				
			+		$\cup$				-			
御宿町	0	0	1	0	$\sim$				17 77 118A	#-1±=r		
鋸南町	$\circ$	$\circ$	1	0	0	$\circ$	0	0	林道際	集積所		

# 8 不法投棄されたごみの種類等

							不法投棄さ	れたごみの種類				
市町村名	家電品	家電品	家電品							その他		
	(4品目)	<del>水電品</del> (その他)	以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	1	2	3	4	5
千葉市	0	0	0	0	0	0	0					
銚子市	0	0	0	0	0	0						
市川市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$						
船橋市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$						
館山市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$		可燃ごみ	ビニール類	建築廃材		
木更津市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	0	家庭ごみ	枝			
松戸市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	未分別ごみ	事業系ごみ			
野田市	0	0	0	0	0	0		家庭ごみ				
茂原市	0	0	0	0		0						
成田市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0						
佐倉市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$						
東金市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$		家庭ごみ				
旭市	0	0	0	0	0	0	0	生活系ごみ	缶・ビン類	雑誌類	衣類	
習志野市	0	0	0					家具	布団			
柏市	0	0	0	0	0	0	0	布団	バッテリー	ボンベ		
勝浦市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$		可燃ごみ	不燃ごみ (空き缶等)			
市原市	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	$\circ$	食器	ガラス類	衣類		
流山市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	建築廃材	ペンキ	バッテリー	布団	モルタル
八千代市	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0		建築廃材	コンクリート殻	衣類	石膏ボード	巻きビニール
我孫子市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		畳	ストーブ	コンクリがら		
鴨川市	0	$\circ$	0	$\circ$	0	0						
鎌ケ谷市	0	$\circ$	0	$\circ$		0						
君津市	0	0	0	$\circ$	0	0	0					
富津市	0	$\circ$	0	$\circ$		0		バッテリー	消火器			
浦安市												
四街道市	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0						
袖ケ浦市	0	0	0	$\circ$		0		生活ごみ	太陽熱湯沸かし器	堆肥袋		
八街市	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	$\circ$	生活ごみ				
印西市	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0		ガラ	生活ごみ			
白井市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	スプリング入りマットレス	消火器	バッテリー		
富里市	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0		可燃ごみ	ペットボトル	缶		
南房総市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	0	可燃ごみ	缶	ビン	プラスチック製品	ペットボトル
匝瑳市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$						
香取市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$		可燃家庭ごみ	ビン・カン	雑誌類		
山武市	0	0	0	0	0	0		家庭ごみ				
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	ソファー	鉄くず	消火器		
酒々井町	0	0	0	0		0		カン	ビン	コンビニ袋	コンビニ弁当容器	雑誌
印旛村	0	0	0	0		0						
本埜村	0	0	0	0	_	0						
栄町	0	0	0	0	0	0						
神崎町	0	0		0		0						
多古町	0							生活系一般廃棄物	衣類			
東庄町	0	0	0	0	0	0	_	生活系ごみ	建築廃材			
大網白里町	0	0	0	0		0	0	家庭ごみ	廃材		VII. 3. ==	-
九十九里町	0	0	0	0		0		可燃ごみ	カン・ビン	毛布・布団	消火器	バッテリー
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	衣類	建築廃材	生活ごみ	他市町袋のごみ	
横芝光町	0	0	0	0		0	0					
一宮町	0	0	0	0		0		生活系ゴミ	空き缶等	廃タイヤ		
睦沢町												
長生村	0	0	0	0		0						
白子町	0	0	0	0		0						
長柄町	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	0	0	0	可燃物	不燃物	産業廃棄物		

# 8 不法投棄されたごみの種類等

							不法投棄され	れたごみの種類				
市町村名	家電品	家電品	家電品 以外の	<b>a</b> 23.	S } }	£ +- +-	4 × 1 +			その他		
	(4品目)	(その他)	以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	①	2	3	4	5
長南町	0	0	0	0	0	0		タイヤ	テレビ			
大多喜町	0	0	0	0	0	0		生活系ごみ				
御宿町	$\circ$	0	0			0						
鋸南町	$\circ$		0	$\circ$		$\circ$		廃材	消火器	バッテリー	家庭ごみ	塗料缶

# 9 不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
千葉市	_	_
銚子市	銚子市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の未然防止
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	第38条(投棄の禁止等)何人もみだりに廃棄物をすててはならない。
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地等の適正管理
館山市	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員設置に関する要綱
木更津市	木更津市不法投棄監視員制度設置要綱木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱	  監視カメラを設置することにより不法投棄を未然に防止する。
松戸市		——————————————————————————————————————
	野田市環境美化条例	生活環境を損ねるものの飛散防止に努めることにより、市の環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため、監視員を設置することにより不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境で確保する。
成田市	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	成田市廃棄物不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれある不法投棄等を対然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地、建物の清潔保持・公共の場所を汚すことの廃止・空き容器等の散乱防止
, ,,,,,	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例、	
東金市	東金市不法投棄監視員設置要綱	投棄行為の禁止、自転車放置の禁止
	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」(第38条第1項)
柏市	柏市不法投棄対策条例	この条例は、柏市環境基本条例(平成13年柏市条例第31号)に定める基本理念にのっとり、不法投棄の防止又は不治投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、本市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明めたするとともに、柏市不法投棄対策協議会の設置、不法投棄をしている者等に対する勧告その他必要な事項を認めることにより、本市の環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空缶類、廃品類等の投棄行為及び自動車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔保持、空地等の管理
市原市	市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱	住民が組織する不法投棄監視活動に対し、経費の一部を助成する
流山市	流山市クリーン作戦実施要綱	縁と水と太陽に恵まれた衛生的な文化都市を実現するための施策の一環として、市民総参加のもとに流山市内の生活環境の整備と浄化を図り、もって快適な市民生活を推進するためのクリーン作戦を実施する。
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	事業者等の責務、立入調査、原状回復命令及び罰金、通報者への報償
	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の監視、通報。市内在住職員50名以内で構成される。
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員に関する規則	不法投棄を防止するため市内各地に監視員を設置する
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第39 条投棄の禁止)	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。
	君津市環境監視員設置要綱 君津市不法投棄監視員設置要綱	廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋立て、燃焼行為等を未然に防止するための環境監視員   置に関すること。  不法投棄等の未然防止と現状を的確に把握するための不法投棄監視員設置に関すること。
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物等の現状を的確に把握するため
浦安市	<del>-</del>	<u> </u>
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	市内における土砂等の不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため
	袖ケ浦市不法投棄監視員制度設置要項	不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄の未然防止に寄与する。
<u>八街市</u>	八街市不法投棄監視員設置要綱 印西市不法投棄監視員設置要綱	監視員が不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提供等を行う。   不法投棄等に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提出、防止施策に協力する。
<u>印西市</u> 白井市	PI四甲不法投票監視員該直要網   白井市生活環境指導員の設置等に関する要項	个法技業等に関する監視及び中への連報、防止束等に関する息見の提出、防止地東に協力する。   廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握するため
	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な気活環境の保全に資する。
	南房総市環境美化推進に関する条例	市民等、旅行者等、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快道な生活環境づくりを推進することを目的とする。
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例施行規則	'本工ipが充 ノトソでipt座 y 'd ここで ip pj C y 'd o
1 1 2 7 7 2 7 7 7 7 7 1 1 3		廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投資
	南房総市不法投棄監視員設置要綱	
		等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。
匝瑳市 香取市	南房総市不法投棄監視員設置要綱 匝瑳市不法投棄監視員規則 香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。  不法投棄を未然に防止し市内各地の現状を把握するため不法投棄監視員を設置。 市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置
<u>匝瑳市</u> 香取市	匝瑳市不法投棄監視員規則 香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。 不法投棄を未然に防止し市内各地の現状を把握するため不法投棄監視員を設置。 市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則 香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱 ①山武市不法投棄監視員設置要綱	等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。 不法投棄を未然に防止し市内各地の現状を把握するため不法投棄監視員を設置。 市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置 く。 資することを目的とする。
匝瑳市 香取市	匝瑳市不法投棄監視員規則 香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。 不法投棄を未然に防止し市内各地の現状を把握するため不法投棄監視員を設置。 市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。

# 9 不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
印旛村	印旛村環境監視指導員制度設置要綱	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に質す る。
本埜村	本埜村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
栄町	_	_
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄を未然に防ぐため
多古町	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物等の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定める
東庄町	東庄町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ
東庄町	東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区(以下「実施区」という。)に補助金を交付する。
大網白里町	大網白里町廃棄物等不法投棄監視委員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握、未然防止。
九十九里町	九十九里町環境指導員設置要綱	廃棄物の不法投棄及び自然破壊行為等を未然に防止するとともに環境の保全、美化を促進するために環境指導員を 設置する。
芝山町	芝山町不法投棄監視員制度設置要綱	
横芝光町	横芝光町不法投棄監視員要綱	町内の不法投棄の防止を図り、生活環境の保全を図ることを目的として、不法投棄監視員を設置する。
一宮町	_	_
睦沢町	睦沢町不法投棄監視員制度設置要綱	監視員16名、任期2年。不法投棄を町に通報する、状況を町に提供する。
長生村	長生村不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止、早期発見
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止、早期発見
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	不法投棄の未然防止及び早期発見
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄の未然防止
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止
御宿町	<del>-</del>	<del></del>
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例・鋸南町不法投棄監視員 設置要綱	空き缶等の散乱防止・不法投棄を未然に防止

# 10 一般廃棄物(資源物・集団回収分も含む)の抜き取り行為

本本   中央					抜き取り埜止	- 頁目を含む条例につい	· T	
****	市町村名	た	対策	$\mathcal{O}$			罰則の	罰則の内容
## 17	千葉市		地域住民や業者からの情報収集及びパトロール	無	_	_	_	_
おいて   日本			 住民等の通報を受け、情報収集し、張り込み等	<i>f</i> :		亚战16年6月20日	4111-	_
### 1			で対応 早朝パトロール	17				_
					正処理等に関する条例		1	_
大学   1988		新聞				平成20年7月1日		事実の公表
20		新聞	広報などで周知			_ _	-	
おから	71 2011 11	紙類		7,				
	松戸市	ごみの抜き取 りについては 把握していな		有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に 関する条例	平成17年4月1日	有	5万円以下の過料
成出市	野田市		推進員に対して、注意を喚起する文書を送付。	無	_	_	_	_
成長市	茂原市		早朝パトロールの実施、持ち去り条例制定予定	無	_	_	_	_
京都	成田市		中の新聞紙等をごみ収集する前に回収している 業者がいるとの情報はありますが、正確に把握	無	_	_	_	_
連出   古代情報   大下一小、広島・ホームハーアはよら育別、					_	_	_	_
選別   選別   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2	·	古紙(新聞・		<b>-</b>	一		1	_
第一次		雑誌)			条例			
指由	習志野市	新聞・チラシ	パトロール、警告看板設置	有			有	20万円以下の罰金
次次の	柏市	・自転車 ・衣類 ・金属類	<ul><li>・パトロールの実施</li><li>・広報紙等によるPR</li><li>・行為者への指導</li></ul>	有		(改正) 平成17年7月1日	有	20万円以下の罰金
海原市   新報会   「ドトマール、スクタカー場か   名   20,000円以下の扇金   20,000円以下の下水である   20,000円以下の扇金   20,000円以下の高金   20,000円以下の扇金   20,000円以下の高	勝浦市	空き缶類	行為者の自宅にて、直接に注意と指導を行っ た。	有		平成19年12月25日	無	_
液出市   新に	市原市	新聞紙、缶	パトロール、ステッカー掲示	有	市原市廃棄物の適正な処理及び減量	平成21年7月1日	有	200,000円以下の罰金
大子代市   200   2	流山市			有	流山市廃棄物の減量及び適正処理等	平成20年12月26日	有	20万円以下の罰金
数保予   次版	八千代市	新聞 雑誌 段ボール スチール缶	1. 早朝パトロール	有	八千代市廃棄物の減量及び適正処理	平成21年6月26日	有	
野川市	我孫子市		パトロール、看板の貸与、通報の呼びかけ	有			有	20万円以下の罰金
古建市   新錦紙   連報等に基づき、陰時パトロールを実施   推   一	鴨川市	<b></b>		無			_	_
審連市 前夜市         排 期間疑 利間疑 類 一         抽 前次的 通報に基づき、 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		AT BB AT	済却効)で甘べた 防吐パしロールを字位			_	1	
諸安市   新御紙		新聞紙 一	連報寺に基づさ、随時ハトロールを夫施		<u> </u>	_ _		
四街道市   紙類   通幅に基づき、随時パトロールを実施   存   不   不   不   一   一   一   一   一   一   一		新聞紙	市内パトロール		浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成19年4月1日	有	200,000円以下の罰金
箱を新市   新部   抜き取り禁止者数の配布・バトロール   無   大多を明   禁   放き取り禁止者数の配布・バトロール   無   前   が   が   が   が   が   が   が   が   が	四街道市	紙類	通報に基づき、随時パトロールを実施	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関	平成17年4月1日	無	_
印画市         新閣         直報のあった地区を重点的にバトロールする。         有           自土市市         パトロールの実施         無           富里市         無         —           商別総市         無         —           直接市         無         —           香取市         無         —           山武市         有         無           山武市         有         一           山武市         第         一           山武市         第         一           加速市 市場衛衛生         一         一           海洋 中部         第         一           第         一         一           中職財産         第         一           第         一         一           中職         一         一           中職財産         第         一           一         一         一           中職         一         一           中職         一         一           中職         一         一           本庭市         無						_	<u> </u>	_
日井市					- 一	_		_
富里市 商房総市 加速市 一 通車 一 山武市         無 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		新聞				平成16年12月21日	1	
南房総市			ハトロールの美胞			<u> </u>		
香取市	南房総市			無	_	-	_	_
山武市					<u> </u>	<u> </u>		
N・丁 み市   集団回収代表者に情報等を周知   無					山武郡市環境衛生組合持去防止要綱	平成19年10月25日		
酒々井町   集団回収代表者に情報等を周知   無							ł	
本埜村 紙 抜き取り防止パトロールの実施	酒々井町	<b>∜</b> r ¤¤		無				
茶町						<u> </u>	<u> </u>	
多古町 東庄町     無     -	栄町	HEX	·	無	_	-		_
東庄町         無         - <td>· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
九十九里町     カン     住民や収集委託業者からの情報収集とパトロールの     無     ー <td>東庄町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td></td>	東庄町					_		
だ山町     無     -     -     -     -       茂山町     放送地町     力ン     集積所を巡回する     無     -     -     -     -     -       恒沢町     新聞紙・雑 早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定 無     -     -     -     -     -       長生村     新聞紙・雑 早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定 無     -     -     -     -     -       長柄町     新聞紙・雑 早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定 無     -     -     -     -     -       長南町     新聞紙・雑 早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定 無     -     -     -     -     -       大多喜町     御宿町     -     -     -     -     -     -       無     -     -     -     -     -     -       無     -     -     -     -     -     -     -       極沢町     新聞紙・雑 該・缶類 長中期パトロールの実施 技・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制定予定 表・出来り条列制である。       -     -     -     -     -     - <td< td=""><td></td><td></td><td>住民や収集季託業者からの標準収集レパトロー</td><td>1</td><td>_</td><td>_</td><td></td><td>_</td></td<>			住民や収集季託業者からの標準収集レパトロー	1	_	_		_
横芝光町     カン     集積所を巡回する     無     ー	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	カン				_	-	_
一宮町     新聞紙・雑 記・缶類 語・缶類 評別紙・雑 記・缶類 早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定 無								
睦沢町     新聞紙・雑 誌・缶類     早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定 無     ー <td< td=""><td></td><td>新聞紙・雑誌・午海</td><td>早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定</td><td></td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td></td<>		新聞紙・雑誌・午海	早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定		_	_	_	_
長生村     新聞紙・雑		新聞紙・雑	早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定	無	_	_	<u> </u>	_
白子町     新聞紙・雑	·	新聞紙・雑			_	_	<del> </del>	_
長柄町     読・缶類     早朝パトロールの実施 持ち去り条例制定予定 無		ウに日日 クイ カル						
技術可     誌・缶類     無     一     一     一       長南町     新聞紙・雑誌・缶類     早朝パトロールの実施持ち去り条例制定予定無     無     一     一     一     一       大多喜町     無     一     一     一     一       御宿町     無     一     一     一     一		誌・缶類						
大名喜町     無     一     一     一     一       大名喜町     無     一     一     一     一       御宿町     無     一     一     一     一		誌・缶類			_	_	_	_
御宿町         無         ー         ー         ー         ー         ー			平朔ハトロールの美施 持ら去り条例制定予定		-	-	_	-
<u> </u>	鋸南町			無無			-	

#### 11 埋立処分の状況

- ※「区分」欄について
- ア 全量自区域内で埋立処分している
- イ 一部を自区域外で埋立処分している
- ウ 全量自区域外で処理している

古町村夕	区公	自区域内処分量	自区域外如	心分量(t)	△≒↓(+)
市町村名	区分	(t)	県内埋立処分	県外埋立処分	合計(t)
千葉市	ア	27, 503			27, 503
銚子市	ア	5, 257			5, 257
市川市	ウ		5, 026	12, 741	17, 767
船橋市	ウ			12, 404	12, 404
館山市	イ	628		3, 119	3, 747
木更津市	ウ			1, 572	1, 572
松戸市	イ	77	1, 007	16, 549	17, 633
野田市	ウー		4, 176	2, 316	6, 492
茂原市	ア	4, 006		1 155	4, 006
成田市 佐倉市	イア	1, 126		1, 155	2, 281
	ア	510 814			510 814
	ア	5, 712			5, 712
	ウ	5,712	32	1, 572	1, 604
柏市	イ	6, 239	32	1, 424	7, 663
	ウ	0, 239		825	825
市原市	ア	12, 318		020	12, 318
 流山市	ウ	12, 510		1, 756	1, 756
八千代市	ウ		1,643	2, 910	4, 553
我孫子市	ウ		1, 010	490	490
鴨川市	7	369		288	657
鎌ケ谷市	ウ			2,743	2, 743
君津市	1		459	480	939
富津市	ア	591			591
浦安市	ウ			3, 847	3, 847
四街道市	ウ		293		293
袖ケ浦市	ウ			709	709
八街市	ア	4, 688			4, 688
印西市	ア	2, 513			2, 513
白井市	ア	2, 170			2, 170
富里市	ウ			474	474
南房総市	イ	1, 493	683		2, 176
匝瑳市	ア	337			337
香取市	ア	4, 930			4, 930
山武市	イ	1,067	150		1, 217
いすみ市	ア	440			440
酒々井町	ア	59			59
印旛村	ア	497			497
本埜村	ア	268			268
栄町	ア	910			910
神崎町 	ア	341			341
多古町 東庄町	ア	124	703		124
	イア	46 623	703		749 623
	ア	273			273
芝山町	7	343	42		385
	1	497	68		565
一宮町	ア	416	00		416
	ア	177			177
長生村	ア	394			394
白子町	ア	391			391
長柄町	ア	258			258
長南町	ア	244			244
大多喜町	ウ			33	33
御宿町	_				
鋸南町	ア	394			394
合計		89, 043	14, 282	67, 407	170, 732

※組合等で廃棄物処理をしている場合で、組合等の管内に、組合等が設置した最終処分場がある場合は「自区域内」として集計しています。

# 12 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況

市町村名	内 容
	家庭から出るごみの減量と不用品の有効利用を進めるため、各区役所のロビーにリサイクル情報コーナーを設置し、市民からの「ゆずります」「希望します」の不用品情報を募集している。
千葉市	○利用手順 (1)情報の登録 「ゆずります」「希望します」の情報を、直接またはハガキ、電話、ファックスで各区役所の地域振興課へ申込む。 また、「電子申請サービス」(https://www3.shinsei.e-chiba.lg.jp/egovJumin/menuTop.do?jichitai=121002)においても申込み可能。 (2)情報の掲示 情報はカードに記入され、区役所ロビーに3ヵ月間掲示。 (3)直接交渉 リサイクル情報コーナーを見て、希望する品物やゆずりたい品物があった場合、カードに記入されている方に直接連絡の上、値段や受渡しの方法等について話合いで決める。 (4)交渉成立後 交渉成立後は、必ず登録を行った区役所の地域振興課へ連絡する。 ※市リサイクルホームページ(http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyokanri/recycle/k-recorner.html)にて情報掲載。
銚子市	無
市川市	家庭で不要になったもの、あるいはゆずって欲しいものがある方のために、不用品交換情報コーナー(ゆずりますコーナー)をリサイクルプラザ、本庁舎、行徳支所、大柏出張所の4ヶ所に設置し、約8週間情報を提供 している。(有料、無料いずれも可)
船橋市	
館山市	
木更津市 <u></u> 松戸市	
野田市	市報による情報提供(不用品を譲って欲しい人と譲りたい人を掲載。希望者は直接提供者に連絡して交渉する)   Later : / /
茂原市	http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-13.html 一般家庭で不用となった品物の情報を広く市民に提供し、消費生活の合理化と再利用の促進を図る。提供方法として、掲示板・広報等を活用し、市民等に情報提供を行う。 (http://www.city.mobara.chiba.jp/seikatu/kuredasu.html)
成田市	市民からの不用品情報により、「譲ります。探しています。」の台帳に登載後、広報の情報コーナーへ掲載。 受け渡しについては、直接、当事者間で連絡のうえ決定。 本市の施設に搬入されたリサイクル可能な自転車については、部品等を交換のうえ整備し、また、市民からの依頼等により引取りしたリサイクル可能な家具については、よごれなどを落とし、毎月1回抽選のうえ販売。
佐倉市	佐倉市消費生活センターで実施している事業であるが、各出張所に設置してある「譲ります」or「譲って下さい」の申請用紙に記入御提出していただくと、市の広報紙へ掲載し、実際に問い合わせがあった場合には、申 請者宅の電話番号を教え交渉は当事者間で行ってもらうシステムとなっている。
東金市	http://www.city.togane.chiba.jp/ka/kankyo/seikatu/rkeiji.html
旭市	旭市リサイクル情報提供事業(H20.4.1から実施) 一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場として、市役所本庁及び各支所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。 市民からリサイクル用品の譲渡又は譲受けの申込みがあったら、「リサイクル登録カード」に記載していただき、登録カードに基づき情報リストを作成し、リサイクル情報コーナーへ掲示する。リサイクル用品の譲渡 に必要な連絡、価格交渉、引渡し等は、リサイクル希望者が直接行う。
習志野市	http://www.city.narashino.chiba.jp/kurashi/gomi/hojo/index.html
柏市	「不用品交換広場」柏市リサイクルプラザリボン館に直接申込みし,「提供したい人」と「提供を受けたい人」が,それぞれ掲示板に紙を貼ることでマッチングを促す仕組み。
勝浦市	市民等において不用となった生活関連物資の受け渡し等について、不用品の提供希望者と譲受希望者はそれぞれ市に申し出て登録を行い、その情報は市のホームページ・広報誌・市役所や公共施設における掲示を通じて 市民へと提供される。
市原市	市は、家庭で不用となった物品を「あげます(無料であげたい)」、「譲りたい(有料(1万円以内))」、「譲ってほしい」という情報を受け付け、広報紙、ウェブサイトに掲載した上で、条件の合う相手から申し込みがあれば紹介する。各自で価格・引き取り方法など直接交渉する。 (市原市消費生活センターの実施事業) http://www.city.ichihara.chiba.jp/070keizai/syouhi/p_e_62.htm
流山市	## ## STOP TO THAT ALL OF THE
八千代市	月2回発行する広報紙において、不用品の出品に関する情報を掲載し、その記事を見て、掲載された品物が欲しいと申し出た人 に出品者の連絡先等を教えて、当人同士で譲渡の交渉をする。
4h 74 → -!:	URL: http://www.city.yachiyo.chiba.jp/siyakusyo/seikatu/recycle_guide.html
	粗大ごみの修理販売やリサイクル教室を実施している「ふれあい工房」(運営は委託)という施設があり、そこで不用品情報を募り施設内に掲示し、市の広報にも掲載している。
鴨川市 鎌ケ谷市	不用品のある者は不用品の品目を市の広報紙に掲載し、必要とする者との橋渡しをしている。 市民からゆずりたい物や希望するものの情報を、市の広報誌に「リサイクル情報」として掲載している。紙面にゆずりたい物・希望するものの情報と名前・電話番号を掲載し、それを見て希望・提供したい人と直接交渉 を行う。交渉が成立した場合、市役所クリーン推進課に報告する。
	【リサイクル情報交換コーナー】 ・ 市民から「譲ります」「譲ってください」の登録カードを受け付け、市役所、リサイクルプラザ、公民館(8館)に最長6か月間掲示する。

# 12 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況

12 17134447	
市町村名	内 容
富津市	無
浦安市	#
四街道市	(斡旋)譲りたい人と欲しい人をそれぞれ受付し、リストを作成して条件のあった人に紹介する。なお、品物は当事者間の話し合いによって決めることとしている。 (掲示等)市役所玄関前に掲示するとともに、毎月15日号市政だよりに掲載している。
袖ケ浦市	譲渡・譲受希望者からの申請を受け、不用品及び希望品をホームページ等に掲載する。 用品の提供希望者からの連絡があれば、申請者の連絡先を教える。 取引については個人にて実施し、結果を市に報告する。 http://www.city.sodegaura.chiba.jp/kakuka/kankyo/haikibutsu/huyouhin.html
八街市	不要品情報を市広報に掲載し、情報を提供をしている。(商工課)
印西市	「ゆずります」「探しています」の申込書に記入していただいたものを市広報、ホームページ、市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。なお、紹介後の交渉は各自で行っていただいており、品物についても市では預かっていない。 (http://www.city.inzai.chiba.jp/www/contents/1107149233484/index.html)
白井市	生活用品交換広場 (目的) 一般家庭で不用となった生活用品を有効活用するため、市民間での交換に関する情報を市が提供することにより、資源である不用品の再利用を促進し、資源の節約と消費生活の安定を図ることを目的とする。 (方法) ①不用品情報掲載申込書により譲りたい・譲り受けたい情報に記入し、市に提出する。 ②市で登録し、掲示板、広報紙、ホームページに掲載する。 ③譲りたい・譲り受けたい情報が合致した場合は、市で双方に連絡し、市民間で交換を行う。
富里市	無
南房総市	無
匝瑳市	市役所玄関ロビーに不用品の再利用に関するリサイクルコーナーを設置して、譲りたい物を持っている人、譲って欲しい物がある人は、市役所環境生活課に登録をして、リサイクルコーナーに譲りたい物品名、譲って欲 しい物品名を掲示している。 (掲示期間:3ヵ月) http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/8,1132,84,1,html
香取市	■リサイクル情報コーナー「譲ります・譲ってください」 市民が譲りたい品や譲ってほしい品があるときに、登録し内容を記載したカードを市役所1階ロビーの掲示板に掲示する。 カードを見て、譲ってほしい品や譲りたい品があった場合、環境安全課にて登録者の連絡先を教える。譲り渡し方法は等は、当事者同士の話合いで行ってもらう。
山武市	市民交流サロン(成東保健センター内)にリサイクル情報コーナー(もったいない掲示板)を設置。(掲示期間は3ヶ月間) 受け渡しについては、直接、当事者間で連絡のうえ決定。 http://www.city.sammu.lg.jp/section/soumu/katsudoshien/news/mottainai.html
いすみ市	無
酒々井町	無
印旛村	無
本埜村	無
栄町	
神崎町	無
多古町	無
東庄町	無
大網白里町	「譲ります・求めます」の申請を記入してもらう。 選示板に3週間貼り出し、その間に連絡のなかった方は、希望者がいなかったものとして 登録を抹消する。品物は、各家庭で保管して頂き、受理方法や受理後の品物の欠陥、故障及び事故等につきましては、双方の相談により決めてもらう。品物の引渡しが終わった後は、譲った方に担当課まで連絡をもら う。
九十九里町	無
芝山町	無 無
横芝光町	無 dr
一宮町	
睦沢町	無
長生村	無
白子町	
長柄町	無
	広報に掲載
長南町	/山 刊   1   1   1   1   1   1   1   1   1
大多喜町	
御宿町	1. 再利用品提供者及び譲り受け希望者は町に登録する。 2. 町で「ゆずります。」の情報を受付紹介し、交渉は当事者双方の責任において行う。 3. 情報提供当事者は、紹介された情報に係る交渉の成否にかかわらず結果を町へ報告する。
金井町	
鋸南町	無

#### 13 県内市町村の生活系可燃ごみ(収集ごみ)の有料化の状況の概要(平成21年3月31日現在)

	定額制	指定	袋制	料金徴収、 指定袋共に		
地域別(県民センター、	料金徴収	処理料金上乗せ	袋代のみ	おしなし		
事務所 管轄地域別)	有料化	上あり	有料化なし			
千葉・ 市原			千葉市、市原市			
葛南		八千代市	市川市、船橋市 浦安市	習志野市		
東葛飾		野田市(※)	柏市、鎌ヶ谷市	松戸市 流山市 我孫子市		
北総		栄町	成田市、佐倉市 四街道市、八街市 印西市、富里市 白井市、酒々井町 印旛村、本埜村			
香 取	東庄町 香取市(※) (旧小見川、山田町)	香取市(※) (旧佐原市、旧栗源町) 神崎町、多古町				
海匝		銚子市、旭市 匝瑳市				
東上総		茂原市、一宮町 睦沢町、長生村 白子町、長柄町 長南町				
山武		東金市、九十九里町、 横芝光町、芝山町、山 武市	大網白里町			
夷隅	御宿町	勝浦市、いすみ市、 大多喜町				
南房総		富津市、君津市(※) 木更津市、袖ケ浦市				
安房		館山市、鴨川市 南房総市、鋸南町				
合計	1市2町	18市13町1村	14市2町2村	4市		
	34市町村(1	8市15町1村)	22市町村(1	8市 2町2村)		

※野田市:年間130枚の指定ごみ袋引換券を各家庭に配布し、超過した場合に購入してもらう。 ※君津市:市が予め各世帯に無料で可燃ごみ用指定袋90枚を配布し、超過した場合に購入してもらう。 ※香取市:旧市町で料金が設定(旧佐原市・旧栗源町:処理料金上乗せ、旧小見川町・旧山田町:定

額、) されているため、上表の市町村数の合計が合わない。

		有料化有	有料	斗化無		
市町村名	<del> </del>	指定袋制	指定袋制		備考	
	定額制	処理料金上乗	袋代のみ	なし		
千葉市			0			
銚子市		可燃(大)30円/枚 可燃(中)20円/枚 可燃(小)15円/枚 不燃 30円/枚 資源 10円/枚				
市川市			0			
館山市		料金改正後(H21.1.1以降) 指定袋 500円/45L・10枚 300円/20L・10枚 200円/10L・10枚 (30円/1袋) 差額シール (改正前の指定袋貼付用) (H21.12.31まで) 20円/1枚(45L用) 10円/1枚(20L用)				
木更津市	<ul><li>○ (剪定枝に限る)</li><li>40円/1束</li><li>(円周1m程度で、長さ80cm・太さ15cm以内のものに限る)</li></ul>	○ 可燃ごみ・不燃ごみ 小(200)-20円/1枚 中(300)-30円/1枚 大(450)-45円/1枚				
松戸市				0	可燃ごみのみ紙袋にて収集	
野田市					超過量制:年間130枚分のごみ袋は無料。それ以上は有料(ごみ処理経費の半分を袋の値段に上乗せ)。 (平成4年のごみ処理経費34円/kgにより、半分の負担を求めた。40リットル=10kg、340円×1/2=170円)	
茂原市		○(35円/20L 50円/30L 65円/40L)				
成田市			0			
<u>佐倉市</u> 東金市		35円/45ℓ 25円/30ℓ 15円/20ℓ	0			
旭市		○ 可燃ごみ(大) (45円/30L) 可燃ごみ(小) (25円/15L) 不燃ごみ (45円/40L) 缶 (25円/40L) ビン (25円/30L) ペットボトル (25円/45L) プラスチック (25円/45L)				
習志野市				0		
柏市	1		0			

		有料化有	有料	化無		
市町村名	指定袋制				備考	
	定額制	処理料金上乗	袋代のみ	なし		
勝浦市		0			40リットル袋:処理料40円+袋代 30リットル袋:処理料30円+袋代 20リットル袋:処理料20円+袋代	
市原市			0			
八千代市		〇 (200 12円 300 18円 400 24円)		0		
我孫子市				0		
鴨川市		〇 50円/450、20円/200			左記価格は処理手数料であり、袋代については、各製造メーカーにて設定し販売している(平均価格120円/10 枚)	
鎌ケ谷市			○ 燃やすごみ プラスチック製容器包 装類	○ 資源になるもの 燃やさないごみ PETボトル		
君津市					年間で可燃ごみ用袋90枚、不燃ごみ用袋20枚の無料引換券を交付し、不足する分は購入してもらう。 無料引換できる可燃ごみ用袋の容量は、単身世帯が小袋(200)、2~4人世帯が中袋(300)、5人以上の世帯が大袋(400)とする。 1袋(10枚)当たりの販売価格は、小袋が900円、中袋が1,350円、大袋が1,800円とする。 廃棄物の排出抑制、再利用等により引換券が余った場合には、報奨品との交換をする。 (野田市と同じ方法です)	
富津市		0				
浦安市			0			
四街道市 袖ケ浦市		※可燃・不燃共 200 11円/枚 300 13円/枚 400 16円/枚	O			
八街市			0			
印西市			0			
白井市 富里市			0	0		
南房総市		〇 (50円/45L) (40円/30L) (30円/20L) (15円/10L)				
西瑳市 香取市(佐		0				
度取用(佐 原区・栗源 区)		○(1円/0)				

		有料化有	有料	化無	備考	
市町村名	<i>☆ 松</i> 石 件:11	指定袋制	•	J. 1		
	定額制	処理料金上乗	袋代のみ	なし		
香取市(小 見川区・山 田区)	〇 520円/月					
山武市		(成東地域) 可燃大 40円/袋 可燃大 20円/袋 可燃小 20円/袋 カン類 30円/袋 ビッルボトル 20円/袋 を 30円/袋 カラス類 30円/袋 ガラス類 30円/袋 ガラス類 30円/袋 で、水ボトル 20円/袋 ガラス類 30円/袋 で、水ボトル 20円/袋 が 20円/袋 可燃小 30円/袋 可燃小 30円/袋 可燃か 20円/袋 不燃 20円/袋				
いすみ市		〇450 50円、200 30円				
酒々井町			0			
印旛村			0			
本 <u></u> 栄町		燃やすごみ 大(45円)	0		当町は、処理料金ではなく、収集運搬手数料として上乗せしています。	
神崎町		○ (35円/枚)			H-400/40H I-150/90H	
東庄町	<ul><li>○一般家庭可燃ごみ(520円/月)</li></ul>	○PET (8.7円/袋) ※1枚30円 (袋単価16.3円、店に5円、上乗せ 8.7円) 毎年変動有り			大400/40円・小150/20円	
大網白里町			0			
九十九里町 芝山町		○(25円/30L・35円/45L) 可燃大40円、可燃小30円、不燃20円、資源20 円、有害20円				

	有料化有			化無		
市町村名	学婚出	指定袋制		+>1	備考	
	定額制	処理料金上乗	袋代のみ	なし		
横芝光町		<構芝地域> 可燃大40円(34.9円) 可燃小30円(25.33円) 不燃 20円(12.34円) 資源 20円(12.04円) 有害 20円(12.3円) <光地域> 可燃大40円(35.02円) 可燃小20円(16.02円) 不燃 40円(33.18円) 資源 20円(12.15円) 資源 20円(12.15円) 資源シール 20円 (18.92円)				
一宮町		○35円/20L 50円/30L 65円/40L				
睦沢町		○35円/20L 50円/30L 65円/40L				
長生村		○35円/20L 50円/30L 65円/40L				
白子町		○35円/20L 50円/30L 65円/40L				
長柄町		○35円/20L 50円/30L 65円/40L				
長南町		○5円/20L 50円/30L 65円/40L				
大多喜町	0	○(50円/35L, 30円/20L				
鋸南町		50円/45L (44.30円) 30円/20L (26.82円) (50円、30円は袋の 原価を含む販売価格、 44.30円、26.82円は 上乗せ料金)				

# 14 生活系ごみ(直接搬入ごみ)の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制 の別	ごみの種類	料金
千葉市	有	従量制	可燃、不燃、粗大ごみ	20円/kg(消費税別)
銚子市	有	従量制	適正処理困難物を除く一般廃棄物	50円/10kg
市川市	有	従量制	可燃、不燃、大型	189円/10kg
館山市	有	従量	- ①燃せるごみ (一般廃棄物) ②燃せるごみ (事業系一般廃棄物) ③燃せないごみ ④産業廃棄物 (木くず、紙くず)	- (30 k g 未満は無料) 110 k g 以上は150円/10 k g ② 150円/10 k g ③ 50 k g 未満は無料 50 k g は1570円 (以後50 k g ごとに520円) ④ 150円/10 k g
木更津市	有	従量制	可燃、不燃、粗大	20kg/130円
松戸市	有	従量制	燃えるごみ、その他プラスチック、リサイクルプラスチック、資源ごみ、陶磁器ガラス類、有害ごみ	全て16.8円/kg (20kg以下一律336円)
野田市	有	従量制	可燃・不燃	10kgごとに150円+消費税 だだし、1日 の搬入量が10kg未満の場合は無料
茂原市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg 下総・大栄地区のみ1回の搬入量が100kgを超
	下総・大栄地区の み 有 有	下総・大栄地区の み 従量制 従量	下総・大栄地区のみ 可燃ごみ、ビン・カン、不燃ごみ 処理困難物を除くすべてのもの	える場合 可燃ゴミ10kgに付き100円 不燃ゴミ10kgに付き200円 3 5 0 円/kg
122/21/17	14	IV.	可燃ごみ	0 0 0 1 1/ 119
東金市	有	従量制	金属類 カン、ビン ガラス類 ペットボトル 蛍光灯類	左記種類別に記入 すべて10kg 100円
旭市	有	従量制	全種類 (但し、資源ごみのうち紙類及び布類は除 く)	資源ごみ以外 100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円 資源ごみ 1kg当り10円
習志野市	有	従量制	直接搬入ごみのすべて	170円/10kg
柏市	有	従量制	可燃ごみ 不燃ごみ 資源品	10kgまでごとに189円 10kgまでごとに189円 10kgまでごとに189円
勝浦市		従量制	燃やせるごみ	10kgごとに40円
市原市 流山市	 有	従量制	ー	
八千代市	有	従量制	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③有害ごみ	① 指定袋に入れて搬入する為、指定袋と同じ料金 ②③ 指定袋に入れて搬入する為、指定袋と同じ料金 (200 12円)
我孫子市	無	_	_	
鴨川市	有	定額	可燃ごみ	50円/10kg (100kgを越えた部分から120円/10k g)
鎌ケ谷市	無	_	_	_
君津市	有	従量	可燃ごみ 不燃ごみ 剪定木 (堆肥化)	左記種類別に記入 10kgごとに180円 10kgごとに180円 50kgまでは 10kgごとに80円 50kgを超えるとき10kgごとに170円
富津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、紙、金属、ガラス、ペットボトル、その他資源ごみ、そ の他	7円/kg
浦安市	有	定額制	一般廃棄物	210円/10kg
四街道市 袖ケ浦市	無無	<u> </u>	<u> </u>	
八街市				
印西市	無	_	_	_
白井市	無	_	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	_
富里市	有	従量	可燃ごみ・不燃ごみ・金属・ガラスビ ン・ペットボトル・資源ごみ	100kgを超えたら超過分5.25円/kg
南房総市	有	従量制	可燃ごみ 紙類 金属 ガラス ペットボトル プラスチック その他の資源ごみ	・20kgまで無料。 ・20kg以上は、 10kgから100kgまで、 10kgにつき50円。 100kg以上からは、 10kgにつき150円。
匝瑳市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	100kg毎400円
香取市 (佐原区・ 栗源区)	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	(可燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は100円/10kg (不燃ごみ) 100kgまで無料
		Ļ		超過分は200円/10kg

# 14 生活系ごみ(直接搬入ごみ)の有料化の状況

市町村名	 有料化の有無	従量制 · 定額制	ごみの種類	料金
香取市 (小見川 区・山田 区)	有	の別 従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	(可燃ごみ) 50円/10kg (不燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は100円/10kg
山武市	有	従量制	(成東地域) 可燃、カン、ビン・ガラス類、ペットボトル、金属類、蛍光灯類 (山武・蓮沼・松尾地域)	10kg/100円
いすみ市	有	従量制	原則として粗大ごみのみ 可燃ごみ、不燃ごみ(金属類、ガラス 類)、資源ごみ(カン、ビン、ペットボ トル)	3円/kg
酒々井町	有	従量	直接搬入する全てのゴミ	350円/10kg
印旛村	無	一		—
本埜村	無	_	_	_
栄町	無	_	_	_
神崎町	有	従量	可燃・不燃	100kg超過分 可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 200円/10kg
多古町	有	従量制	可燃・不燃・資源	100kg毎400円
東庄町	有	従量制	可燃物・不燃物	可燃(50円/10kg) 不燃(100kgまで無料、100kgを超えた場 合100円/10kg)
大網白里 町	有	従量制	可燃ごみ、金属類、缶類、ビン・ガラス 類、ペットボトル、蛍光灯類	全種類100円/10kg
九十九里町	有	従量制	可燃ごみ 金属類 カン類 ビン・ガラス類 ペットボトル 蛍光灯類	100円/10kg
芝山町	 有	従量制	全種	10kgあたり100円
横芝光町	 有	従量	原則として粗大ごみのみ	横芝地域10kgごと100円 光地域100kgごと400円
一宮町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
睦沢町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長生村	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
白子町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長柄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
長南町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	320円/20kg
大多喜町	有	定額制	可燃系	kg/3円
御宿町	有	従量制	可燃ごみ、紙類、カン・鉄類、 ビン・ガラス類、樹脂類	3円/kg
鋸南町	有	従量制	可燃ごみ 古紙、布類 空き缶 空きびん(ガラス類) ペットボトル 不燃ごみ援助	20kg以下無料 (20kg以上、10kg~100kgまで) 50円/10kg (100kg以上) 150円/10kg

# 15 生活系粗大ごみの有料化の状況

			収集分			直接搬入分
市町村名	有料化の 有無	従量制・定 額制 の別	料金	有料化の 有無	従量制・定額 制 の別	料金
千葉市	有	定額制	品目により設定	有		20円/kg(消費税別)
銚子市	有	従量制	~15kg 500円/個 15kg~30kg 1,000円/個 30kg~45kg 1,500円/個 45kg~ 2,000円/個	有		50円/10kg
市川市	有	定額制	500円~2,500円	有	従量制	189円/10kg
船橋市	有	従量制	品目ごとに350円、700円、1,050円、	有	従量制	15kgまで150円。15kgを超える部分150円/10
加口11回111	<b>7</b> 1	化里的	1, 400円の4段階	行	化重闸	kg。 (別途5%加算)
館山市	無	_	_	有	従量	<ul><li>事業系一般廃棄物 150円/10 k g</li><li>燃せないごみ 50 k g 未満は無料 50 k g は1570円 (以後50 k g ごとに520円)</li></ul>
木更津市	有	定額制	1点につき800円	有	従量制	20kg/130円
松戸市	有	定額制	1点1000円	有	従量	全て16.8円/kg (20kg以下
野田市	有	定額制	520円	有		一律336円) 質問16に同じ
茂原市		上領刑	520円 —			頁向10に向し 320円/20kg
)×//(11)	777			下総・大栄地区		下総・大栄地区のみ
成田市	無	_	_	のみ	区のみ	可燃ゴミ10kgに付き100円
7937	<b>7</b> 111			有	従量制	不燃ゴミ10kgに付き200円
佐倉市	有	従量制	330円 500円 840円 1170円 1510円 1840円	有	従量制	350円/kg
東金市	有	従量制	0kg~15kg未満 150円 15kg~25kg未満 300円 25kg~35kg未満 450円 35kg以上 600円	有	従量制	10kg/100円
旭市	有	定額	45円/個	有	従量	100kg未満 1kg当り10円
, .						100kg以上 1kg当り15円
習志野市 柏市	有 有	定額制 定額制	310~1,550円 1点1050円	有 有	後量制 従量制	170円/10kg 10kgまでごとに189円
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	<u> </u>	<u></u>		1	1た里巾	10kgまでことに189円 10kgごとに60円
勝浦市	有	定額制	1 品目あたり 5 0 0 円	有	従量制	(※ただし、可燃性の粗大ごみに限 る)
市原市 流山市	有 有	定額制 定額制	940 1, 050円/1点	有 有	定額制 従量製	420 1 5 7. 5円/10 kg
八千代市	有	従量制	1 点につき 300円もしくは600円	有	従量制	1 点につき 150円もしくは300円
我孫子市	有	定額制	700円/1点	無	_	_
						70円/10kg
鴨川市	有	定額	500円/1点	有	従量	(1点につき500円を上限)
鎌ケ谷市	有	定額制	840円	有	定額制	420円
君津市	有	定額	1点 840円	有	定額	1点 420円
富津市	有	定額	1点 800円	有		7円/k g
浦安市	有	従量制	400円・800円・1,200円・1,600円・2,00			210円/10kg
四街道市	有無	定額制	基本料金(800円)+品目別による料金	有無	従量制	10 k g までごとに100円
<u>袖ケ浦市</u> 八街市	<u>無</u> 有	定額制		無無		
印西市		人 <u>工作</u> 以下门		無無		
白井市	有	従量制	350円 700円 1,050円 1,400円	有	従量制	150円 300円 450円 600円
富里市	有	定額	1,750円 1回につき500kgまで3,150円	有	 従量	750円 100kgを超えたら超過分5.25円/kg
南房総市	有	定額	1点 550円	有	従量制	<ul> <li>100kgを超えたら超過分3.25円/kg</li> <li>20kgまで無料。</li> <li>20kg以上は、</li> <li>10kgから100kgまで、</li> <li>10kgにつき50円。</li> <li>100kg以上からは、</li> <li>10kgにつき150円。</li> </ul>
匝瑳市	有	従量制	特別収集 (車両がなく搬入できない家庭) 基本料金2,000円 従量料金400円 (100kg毎)	有	従量制	従量料金400円 (100kg毎)
香取市 (佐原区・栗源 区)	無	_	_	有	従量制	(可燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は100円/10kg (不燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は200円/10kg

# 15 生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名   有料化の   存無   定額   2品目まで2,120円   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円加算   1品目増すごとに530円が出   1の円が出   1の目が出   1の目	有料化の 有無 有 有 有 有 無無 100 300 無 500	<b> </b>	直接搬入分 料金 (可燃ごみ) 50円/10kg (不燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は100円/10kg
(八見川区・山	有 有 有 無 無 100 300 無 500	従量制 従量制 従量制 一	50円/10kg (不燃ごみ) 100kgまで無料 超過分は100円/10kg 10kg/100円 5円/kg 350円/10kg
150円/品 300円/品 300円/品 300円/品 300円/品 450円/品 450円/品 450円/品 600円/品 600円/品 450円/品 600円/品 600円/	有 有 無 無 100 300 無 500	<u>従量制</u> 従量制 一	10kg/100円 5円/kg 3 5 0円/1 0 kg —
西本井町   有   定額   処理袋: 250円   一   一   一   一   一   一   一   一   一	有 無 無 100 300 無 500	従量制	3 5 0 円/ 1 0 kg —
日本	無 無 100 300 無 500	_	_
中藤村 無	無 100 300 無 500		
本	無 100 300 無 500		_
小サイズ	100 300 無 500	_	
多古町     有     従量制     基本料金2000円と100kg毎400円       東庄町     有     定額制     2品目まで2,120円、1品目増すごと530円加算       大網白里町     有     0kg以上~15kg未満:150円 15kg,2人~25kg未満:300円 25kg以上~38 満:450円 35kg以上:600円 可燃ごみ金属類カン類 ビン・ガラス類ペットボトル 蛍光灯類       九十九里町     有     定額制 1品200円 横芝地域・・・定額制 1品ごと200円 横芝地域・・・定額制 1品ごと200円 横芝地域・・・定額制 1品ごと200円 100 kgごと400円       横芝光町     有     両方       大地域・・・持込車両がない家庭の対象で定額+従量の複合制 基本料 2,000円 100 kgごと400円       一宮町     無     —       長柱村     無     —       長柄町     無     —       長柄町     無     —       二     上       長柄町     無     —       二     —       上     —       二     —       二     —       二     —       二     —       一     —       一     —       一     —       一     —       一     —       一     —       長柄町     —	700		
東庄町     有     定額制     2品目まで2,120円、1品目増すごと530円加算       大網白里町     有     従量制     ○0kg以上~15kg未満:150円 15kg以上~35kg以上~35kg以上~35kg以上:6000円 可燃ごみ金属類カン類 ビン・ガラス類ペットボトル 蛍光灯類       九十九里町     有     定額制 1品200円 横芝地域・・・定額制1品ごと200円 横芝地域・・・定額制1品ごと200円 横芝地域・・・定額制1品ごと200円 100kgごと400円 100k	無		_
大網白里町 有	有	従量制	100kg毎400円
大網白里町     有     従量制     ~25kg未満:300円     25kg以上~35 満:450円     35kg以上:600円       市然ごみ金属類カン類 ピン・ガラス類ペットボトル 蛍光灯類     ビン・ガラス類 ペットボトル 蛍光灯類       芝山町     有     定額制     1品200円       横芝地域・・・定額制1品ごと200円     光地域・・・持込車両がない家庭の対象で定額+従量の複合制 基本を2,000円 100 kgごと400円       一宮町     無     -     -       睦沢町     無     -     -       長生村     無     -     -       長柄町     無     -     -       長柄町     無     -     -       一     -     -       長柄町     無     -     -       一     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -       -     -     -	1月	従量制	可燃(50円/10kg) 不燃(100kgまで無料、100kgを超えた 場合100円/10kg)
九十九里町     有     従量制     可燃ごみ 金属類 カン類 ビン・ガラス類 ペットボトル 蛍光灯類       芝山町     有     定額制     1品200円 横芝地域・・・定額制 1 品ごと200 光地域・・・持込車両がない家庭の対象で定額+従量の複合制 基本料 2,000円 100 kgごと400円       一宮町     無     —     —       睦沢町     無     —     —       長生村     無     —     —       長柄町     無     —     —       長柄町     無     —     —       一     一     —       一     —     —       日子町     無     —     —       一     —     —       一     —     —       一     —     —       一     —     —       一     —     —       一     —     —       一     —     —       日本     —     —       日本     —     —       日子町     無     —     —       日子町     無     —     —       日本     —		従量制	100円/10kg
横芝地域・・・定額制1品ごと200 光地域・・・持込車両がない家庭の 対象で定額+従量の複合制 基本を 2,000円 100 k gごと400円  - 宮町 無	100円/10kg	g 従量制	100円/10kg
横芝光町     有     一方     光地域・・・持込車両がない家庭の対象で定額+従量の複合制 基本を2,000円 100 kgごと400円       一宮町     無     -     -       睦沢町     無     -     -       長生村     無     -     -       百子町     無     -     -       長柄町     無     -     -	有	従量制	10kg100円
睦沢町     無     -     -       長生村     無     -     -       白子町     無     -     -       長柄町     無     -     -	のみ	従量	横芝地域・・・従量制 10kgごと100円 光地域・・・従量制 100kgごと400円
睦沢町     無     -     -       長生村     無     -     -       白子町     無     -     -       長柄町     無     -     -		従量制	320円/20kg
長生村     無     -     -       白子町     無     -     -       長柄町     無     -     -	右	従量制	320円/20kg
白子町     無     -     -       長柄町     無     -     -		従量制	320円/20kg
長柄町 無 一 一 一 一	有	従量制	320円/20kg
長南町 無 ― ― ― ―	有 有	従量制	320円/20kg
×111.1	有 有 有 有	従量制	320円/20kg
大多喜町 無 一 一 一 一 一 一	有 有 有 有 有		_
御宿町 有 従量制 90円/kg	有 有 有 有		90円/kg 20kg以下無料 (20kg以上、10kg ~100kgまで)

# 16 事業系ごみの有料化の状況

			収集	処分			
市町村名	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
千葉市	有	従量制または容積制	排出事業者と許可業者との契約による	上限を20円/kg又は3,200円 /㎡(消費税別)として、各 許可業者が料金を設定	有	従量制または容積制	20円/kg 4,000円/㎡ (消費税別)
銚子市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による				150円/10kg
市川市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するかあるいは許可業者と委託し運搬している。そのため収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量制	189円/10kg
船橋市	有		排出事業者と許可業者との契約による	船橋市では収集は行っていない。許可業者が収集しているので、それぞれの業者が料金設定している。(許可業者の処分料金は右記の直接搬入の「処分」と同じ)	有	従量制	17円/kg (別途5%加算)
館山市	有		排出事業者と許可業者との契約による	館山市では収集は行っていない。許可業者が収集しているので、それぞれの業者が料金設定している。	有	従量	150円/10kg
木更津市	有		排出事業者と許可業者との契約による	木更津市では収集は行っていないが、許可業者は収集を行っている。料金については各業者ごとに設定している。	有	従量制	20kg/180円併せて産廃20kg/500円
松戸市	有		排出事業者と許可業者との契約による	松戸市は事業系ごみの収集は しておらず、事業者が自ら運 搬するかまたは許可業者に委 託しております。このため、 市が設定しているのは処理手 数料のみで、収集運搬料金に ついては許可業者が設定して おります。	有	従量制	税込みで16.8円/kg(20kg未満は一律336円) ※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物については29.4円/kg
野田市	有		排出事業者と許可業者との契約による	事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するかまたは許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。	有	従量制	10kgごとに150円+消費税 だだし、1日の搬入量が10kg未満の場合は無料。 ただし、可燃性産業廃棄物は220円/10kg+消費税
茂原市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
成田市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	下総・大栄地区を除く地区 1kgに付き21円 下総・大栄地区 10kgに付き200円

#### 16 事業系ごみの有料化の状況

存料化の有態   作品   であるこの   収集料金   である   では   である   では   である   である   では   である   である   では   である   である   では   である   である   では   である   である   では   である   では   である   では   である   である   では   である   では   である   である   である   では   である   では   である   である				収集	処分			
佐倉市   有	市町村名	有料化の有無		収集料金	その他	有料化の有無		処分料金
## (	佐倉市	有		排出事業者と許可業者との契約による	らず、事業者が自ら運搬するかまたは許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設	有	従量制	3 5 0 円/10kg
型車	東金市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	
競市 有 排出事業者と許可業者との契約による 有 総量制 10kg ± でことに189円 出版目 有 排出事業者と許可業者との契約による 有 総量制 10kg ± と 15円 / 1 kg (税)	旭市	有	従量	100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円 資源ごみ 1kg当り10円		有		100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円
療出市 有								
頂田市   有		有						
孫田市 有   排出事業者と許可業者との契約による   お田事業者と許可業者との契約による   お田申前 有   お田事業者と許可業者との契約による   お田申前 有   お田事業者と許可業者との契約による   お田申前 有   お田事業者と許可業者との契約による   お田申前 有								
八千代市   有								
八千代市   有	流山市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	15.75円/kg
現出市 有   採出事業者と許可業者との契約による   有   採出事業者と計可業者との契約による   有   採出事業者と計可業者との契約による   有   採出事業者と計可業者との契約による   有   採出事業者と計可業者との契約による   有   採出事業者と計可業者との契約による   在   接量制   10kg当たりの処理子数科は   12bH / k g   12bH / 10kg   12bH / k g   12bH / 10kg   12bH / 10kH /	八千代市	有		排出事業者と許可業者との契約による	行っていません。許可業者	有	従量制	-
銀子谷市   有	我孫子市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	
#出事業者と許可業者との契約による 有 従量制 185円/10kg	鴨川市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量	
香油市   有	鎌ケ谷市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	
京津市   有	君津市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	透明袋で出させる。 10kg当たりの処理手数料は90円。
「様やせるごみ・燃やせないごみ」	富津市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	
横り   横り   横り   横り   横り   横り   横り   横り			従量制	【燃やせるごみ・燃やせないごみ】 450 280円 22.50 140円 【資源物(びん・缶・ペットボトル)】 450 140円 22.50 70円 【紙類用】				
八街市   有	四街道市	有	従量制			有	従量制	10kgごとに200円
印西市   有	袖ケ浦市			排出事業者と許可業者との契約による				
白井市     有     10円~15円/1kg     有     従量制     21円/1kg       富里市     有     従量制     21円/1kg       富里市     有     従量制     21円/1kg       店(21円/kg)     し、収集運搬が許可業者の場合は、処理代金は市町村が設定(21円/kg)し、収集運搬費用は許可業者が設定する。     有     従量制     21円/kg       事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬又は許可業者に委託している。このため、市が設定しているのは処理手数料のみでいるのは処理手数料のみでいるのは処理手数料のみでいるのは処理手数料のみ     有     従量制     10kgにつき150円。								
富里市     有     従量制     排出事業者と許可業者との契約による     収集運搬が許可業者の場合は、処理代金は市町村が設定 (21円/kg) し、収集運搬費用は許可業者が設定する。     有     従量制     21円/kg       事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬又は許可業者に委託している。このため、市が設定しているのは処理手数料のみ     な。このため、市が設定しているのは処理手数料のみ     有     従量制     10kgにつき150円。				排出事業者と許可業者との契約による				
富里市     有     従量制     排出事業者と許可業者との契約による     は、処理代金は市町村が設定 (21円/kg) し、収集運搬費用は許可業者が設定する。     有     従量制     21円/kg       事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬又は許可業者に委託している。このため、市が設定しているのは処理手数料のみ     は許可業者に委託しているのは処理手数料のみ     有     従量制     10kgにつき150円。	白井市	有				有	従量制	2 1円/1 kg
南房総市       有       排出事業者と許可業者との契約による。       らず、事業者が自ら運搬又は許可業者に委託している。このため、市が設定しているのは処理手数料のみ       有       従量制       10kgにつき150円。	富里市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	は,処理代金は市町村が設 定(21円/kg)し,収集運	有	従量制	21円/kg
は許可業者が設定している。		有		排出事業者と許可業者との契約による。	らず、事業者が自ら運搬又 は許可業者に委託してい る。このため、市が設定し ているのは処理手数料のみ で、収集運搬料金について は許可業者が設定してい	有		10kgにつき150円。
匝瑳市 有 許可業者による 排出事業者と許可業者との契約による 有 従量制 400円(100kg毎		<b>→</b>	新司光学1アトフ		1	右	<b></b>	400円 (100kg年)

#### 16 事業系ごみの有料化の状況

±107+4 5			収集	処分			
市町村名	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
香取市 (佐原区・栗 源区)	有	許可業者による	   排出事業者と許可業者との契約による 	料金形態は月ごとの契約 や、kg当たりの契約などが ある。	有	従量制	200円/10kg
香取市 (小見川区・ 山田区)	有	定額制・従量制	(可燃ごみ) 2級:800円/月 3級:1300円/月 4級:3,000円/月 5級:6,000円/月 (ペットボトル) 指定袋制 30円/枚		有	従量制	100円/10kg
山武市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	10kg/150円
いすみ市	有 有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約による	1		従量制	6円/kg
酒々井町	無	川り来日による	Mr m f x f c f f f f f f f f f f f f f f f f	事業系ごみの収集は行って いない。排出事業者が自ら 搬入する。	有	従量制	3 5 0円/1 0 kg
印旛村	有	1	排出事業者と許可業者との契約による	11427 4 7 30 0	 有	従量制	21円/kg
本埜村		1	排出事業者と許可業者との契約による	<del>                                     </del>		定額制	10kgにつき250円
栄町	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	印西クリーンセンターにて 21円/kgを徴収している ことから、許可業者が独自 に運搬賃を込みの料金設定 を行なっている。	有	従量制	10kg に うさ 250円 印西クリーンセンターにて 2 1 円/kgを徴収している。
神崎町	無			事業系ごみの収集は行って いない。排出事業者が自ら 搬入する。	有	従量	可燃ごみ・不燃ごみ 100円/10kg
多古町	有		排出業者と許可業者との契約による	140 17 50	有	従量制	100kg毎1500円
東庄町	有	定額制	可燃ごみ 2級800円/月 事業所(旅館、飲食店及び青果業を除く)で従業員3人以下のもの 3級 1,300円/月 事業所(旅館及び青果業を除く)で従業員4人以上6人以下のもの及び飲食店で従業員4人以下のもの4級 3,000円/月 事業所で従業員7人以上のもの及び従業員5人以上の飲食店並びに旅館及び青果業5級 6,000円/月 (一部事務組合)組合長が別に定めるもの		有	従量制	100円/10kg
九十九里町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	150円/kg
芝山町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	10kg150円
横芝光町	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	横芝地域・・・10kg当たり150円 光地域・・・10k当たり150円
一宮町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/kg
睦沢町	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/kg
長生村	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	320円/20kg
白子町	有		排出事業者と許可業者との契約による			従量制	320円/20kg
長柄町			排出事業者と許可業者との契約による	1		従量制	320円/20kg
長南町	有	1	排出事業者と許可業者との契約による	†		従量制	320円/kg
大多喜町	有		排出事業者と許可業者との契約による	事業者自ら運搬するか 許 可業者に処理を依頼する	有	定額制	6円/kg
御宿町	有	定額制	1,000円/月額		有	従量制	6円/kg
鋸南町	無無	人 <u>厂</u> ([大]	1,000  1/ 刀 傾	事業系ごみの収集は行って いない。排出事業者が自ら 搬入する。	有	従量制	150円/10kg

# 17 生活系可燃ごみ(収集ごみ)処理の有料化導入予定※すでに有料化している場合は「一」としている。

市町村名	導入予定の有無	有の場合導入予定年度
千葉市	無	
銚子市	_	
市川市	無	
船橋市	無	
館山市	_	
木更津市	_	
松戸市	有	未定
野田市		71476
茂原市	_	
成田市	検討中	
佐倉市	有	未定
東金市	_	12
旭市	_	
習志野市	無	
柏市	無	
勝浦市	_	
市原市	無	
流山市	有	未定
八千代市	_	21.75
我孫子市	無	
鴨川市	_	
鎌ケ谷市	無	
君津市	_	
富津市	_	
浦安市	無	
四街道市	無	
袖ケ浦市	_	
八街市	無	
印西市	無	
白井市	無	
富里市	無	
南房総市	_	
匝瑳市	_	
香取市(佐原	_	
区・栗源区) 香取市(小見 川区・川田	_	
山武市	_	
いすみ市	_	
酒々井町	無	
印旛村	無	
本埜村	無	
<b>米</b> 町	_	
神崎町	_	
多古町	_	
東庄町	_	
大網白里町	_	(平成21年10月1日から有料化)
九十九里町	_	
芝山町	_	
横芝光町	_	
一宮町	_	
睦沢町	_	
長生村	_	
白子町	_	
- 長柄町	_	
長南町	_	
大多喜町	_	
	ļ	<del> </del>
御宿町	_	

### 18 事業系可燃ごみの組成分析

- ※「分析回数等」の欄について
- ア 1回/年以上実施している。 イ 隔年等で実施している ウ 実施していない

市町村名	分析回数等	回数
千葉市	ア ア	1回/年
銚子市	р р	1日/ 十
市川市	р р	
	ウ ウ	
船橋市		
館山市	ウ ・ト	
木更津市	Ď,	
松戸市	Ď	
野田市	ウ	
茂原市	ウ	
成田市	ア	4 回/年
佐倉市	ウ	
東金市	ア	4回/年(但し生活系ごみ混合)
旭市	ウ	
習志野市	ウ	
柏市	ウ	
勝浦市	ウ	
市原市	ア	3回/年
流山市	Ď	
八千代市	р	
我孫子市	р р	
鴨川市	р Э	
鎌ケ谷市	р Э	
君津市	Ď ъ	
富津市	ウ	44 🖂 / 🗁
浦安市	ア	11回/年
四街道市	ウ	
袖ケ浦市	ウ	
八街市	ウ	
印西市	ウ	
白井市	ウ	
富里市	ウ	
南房総市	ウ	
匝瑳市	ウ	
香取市	ウ	
山武市	(成東地域) ア(但し、生活系 ごみと混合) (山武・蓮沼・松尾地域) ウ	4回/年
いすみ市	ウ	
酒々井町	ウ	
印旛村	ア	4回/年
本埜村	ウ	
栄町	ウ	
神崎町	ウ	
多古町	ウ	
東庄町	ウ	
大網白里町	ウ	
九十九里町	ア	4回/年
芝山町	ウ	
横芝光町	ウ	
一宮町	ウ	
<u></u> 睦沢町	р	
長生村	р	
白子町	р ф	
	ウ ウ	
長柄町	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
長南町	· ·	
大多喜町	Ď	
御宿町	ウ	
鋸南町	ウ	

		(1) 多量排出事業者対策 対策の内容									(2	)小規模	塻事夠	業者対策	
			対策	の内	容							対策	策の四	<u> </u>	
市町村名が産の有無		埋責任	電影量・資源化計画の	過別指導		うその世	⑥対象事業所の基準	⑦対象事業所数	①実施の有無	②廃棄物管理責任者	③減量・資源化計画の	<ul><li>・ 啓発活動</li><li>・ おいっと おいっと おいっと おいっと おいっと おいっと かいい かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま</li></ul>	(5) 個別指導 (5) 個別指導	⑥ そ の 他	(3)事業系ごみの減量に向けて 工夫している施策など
千葉市	有	0	0	0	)		①大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗(店舗面積の合計が1,000㎡を超える小売店舗) ②延床面積の合計が3,000㎡以上の建築物ただし廃棄物の排出量が少量で市長が指定するものを除く。	451	有			0	0	家庭ごみステーションに不適切排 出する事業者への 訪問指導等	①ごみ適正排出監視事業 事業者への適正処理制度の周知等 ②事業者への適正処理制度の周知等 ③事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」等の発行 ④食品衛生講習会における説明 ⑤廃棄物講演会の実施
銚子市	無								無						
市川市	有	0	0	0	)		①3,000m2以上の床面積を有する特定建築物の うち事務所、店舗、旅館等の事務所 ②大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する 延べ面積1,000m2以上の建築物		有			0	0		適正処理実施事業所に適正処理済シールを配布しシール を店頭に表示してもらうことで事業所のイメージアップ を図ってもらう。
船橋市	有	0	0	0	)		(1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 (2) 次に掲げる用途に供される建築物で延べ面積が3,000m2 以上の建築物とする。 ア 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 イ 店舗又は事務所 ウ 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) エ ホテル又は旅館 オ その他市長が必要があると認めるもの	116	有			0	0		多量排出事業者への立入検査
館山市	有								有			0			
木更津市	有		0						有		0				
松戸市	有	0	0	0	)				有			0	0		
野田市	有	0	0	0					無						減量化計画の提出の徹底
茂原市	無								無						

						(1) 多量排出事業者対策				(2	)小規模	模事業	業者対策	
			対策0	り内容	ř						対	策のア	<b>内容</b>	
市町村名	①実施の有無	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の	<ul><li>④個別指導</li></ul>	⑤その他	⑥対象事業所の基準	⑦対象事業所数	①実施の有無	②廃棄物管理責任者	③減量・資源化計画の	啓発活動 おおいれる おおい おおい おおい おおい おおい おおい おおい おおい あい おい おい おい かい	5個別指導	⑥ そ の 他	(3)事業系ごみの減量に向けて 工夫している施策など
成田市	有	0	0			延床面積500平米以上	480	有			0	0		
佐倉市	有	0	0			延べ床面積3,000㎡以上	61	無						
東金市	無							有			0			
旭市	無							無						
習志野市	有	0	0	0		延床面積が1,000㎡以上かつ事業系一般廃棄物が 日量50kg以上排出される事業所	64	有			0	0		
柏市	有		0	0		3000平方メートルかつ従業員100人以上	160	無						
市原市	有	0	0	0		3 t /月以上	68	無						
流山市	有		0			流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規 則(第12条)	39	有			0			「リサイクル推進店制度」 資源物の店頭回収やごみ減量・資源化に取り組む事業所 を、「リサイクル推進店」として認定。広報紙やホーム ページに掲載して、広く市民等にPRするとともに、の ぼり旗やステッカーなどの認定グッズを交付している。 (平成20年度現在、14店舗認定)
八千代市	有	0	0			有	50	無						パンフレットでの啓発
我孫子市	有		0	0		なし	把握 しいな い	有		0	0	0		ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度 ごみの減量やリサイクルの推進をしている事業所を市が 認定し、広報、HPなどで広く市民に周知し消費者の利用 を促進する制度。事業所の規模は問わない。
鴨川市	有			0				無						
鎌ケ谷市	有	0	0				21	無						
君津市	有	0	0					有			0			HP上でのPR

						(1) 多量排出事業者対策				(2)	)小規模	莫事弟	<b></b> <b> </b>	
			対策の	)内容	ξ						対策	策の内	内容	
市町村名	①実施の有無	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の	④個別指導	⑤その他	⑥対象事業所の基準	⑦対象事業所数	①実施の有無	②廃棄物管理責任者	③減量・資源化計画の	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	⑤個別指導	⑥ そ の 他	(3)事業系ごみの減量に向けて 工夫している施策など
富津市	無							無						
浦安市	有	0	0	0		①大規模小売店舗立地法に該当する建物で、建物内の面積が500㎡を超えるもの ②延べ床面積が3,000㎡を超える建物	62	有			0	0		
四街道市	有			0				有				0		
袖ケ浦市	有	0	0			(1)小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、1,000平方メートル以上のもの(2)前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、3,000平方メートル以上のもの	7	無						
八街市	無							無						
印西市	有	0	0			延べ床面積が3000㎡以上	48	無						
白井市	有	0	0			延べ床面積3,000㎡以上の事業所 店舗面積1,000㎡以上の小売店	96	有			0			
富里市	無							無						
南房総市	無							無						
匝瑳市	無							無						
香取市	有	0	0	0	0		35	有			0	0		
山武市	無							無						

						(1) 多量排出事業者対策				(2)	)小規模	摸事業	<b></b> <b> </b>	
			対策の	)内容							対策	策の内	内容	
市町村名	①実施の有無	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の		⑤ そ の 他	⑥対象事業所の基準	⑦対象事業所数	①実施の有無	②廃棄物管理責任者	③減量・資源化計画の	<ul><li>・ 啓発活動</li><li>・ おいっと おいっと おいっと おいっと おいっと おいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと か</li></ul>	⑤個別指導	⑥ そ の 他	(3)事業系ごみの減量に向けて 工夫している施策など
いすみ市	有			0				有				0		
酒々井町	無							無						
印旛村	無							有			0	0		特になし
本埜村	無							無						
栄町	有	0	0			建築物の延べ面積の合計が500平方メートル以上 (事業系一般廃棄物の発生量が1日平均10キログ ラム未満の事業用建築物を除く)		無						役場庁舎内の事業系一般廃棄物について、担当課と調整を図り、紙類のリサイクルを推進し、徹底した減量化を図っている。
神崎町	無							有			0	0		
多古町	無							有						
東庄町	有			0		基準は設定していない		無						減量化に協力してもらうよう、個別指導している
大網白里町	無							無						
九十九里町	無							有			0			
芝山町	無							無						
横芝光町	無							無						
一宮町	無							無						
睦沢町	無							無						
長生村	無							無						

						(1) 多量排出事業者対策				(2)	)小規模	莫事弟	<b></b>	
			対策の	)内容	:							もの内		
市町村名	①実施の有無	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の	<ul><li>④個別指導</li></ul>	⑤その他	⑥対象事業所の基準	⑦対象事業所数	①実施の有無	②廃棄物管理責任者	③減量・資源化計画の		⑤個別指導	⑥ そ の 他	(3)事業系ごみの減量に向けて 工夫している施策など
白子町	無							無						
長柄町	無							無						
睦沢町	無							無						
長生村	無							無						
白子町	無							無						
長柄町	無							無						
長南町	無							無						
大多喜町	有			0				有				0		
御宿町	有			0				無						容器包装リサイクル法対象品目について、分別搬入の場合、搬入手数料を免除。
鋸南町	無	Γ. fr		181				無						

<sup>※</sup>①の欄には「有」、「無」のいずれかを、②、③、④欄には該当する場合のみ「○」としている。

#### 20 一般廃棄物の3 Rに係る啓発事業の実施状況

※その他の欄には以下の項目を数字で記入している。

- 1 広報誌等の発行, 2 啓発資料の作成, 3 研修会等の実施, 4 レジ袋削減運動(マイバッグ運動含む) 5 教育用副読本作成, 6 施設見学会の実施, 7 展示コーナー設置, 8 ポスター等募集表彰, 9 ごみ減量キャンパーン

市町村名	事業名	事業内容	実施日	その他(区分)
	ごみ減量広報紙	ごみ問題の現状やリサイクル関連の情報及び市の施策に関する情	10 B 15 B	
	「クリーンネットちば」発行	報を市民に提供する。	10月15日	1
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
	レジ袋使用削減懇談会	レジ袋の使用削減に向けた意見交換会を行う。	8月27日	4
千葉市	マイバッグキャンペーン	市民・事業者・市の三者が一体となって「レジ袋」の減量や資源	H20. 11. 15~H21. 1. 15	4
	~1/\y\\ 7\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の有効活用につなげていくためのキャンペーンを行う。	HZU. 11. 15~HZ1. 1. 15	4
	3 R 啓発教育図書の作成	幼児用「へ~んしん!!」と小学校低学年用「ボーノのふしぎな	3月	5
		ぼうし」を幼稚園・小学校等の施設に配布する。 市内小中学生を対象に、ごみ減量に関する作品を募集し、審査を		
	ごみ減量ポスター・絵日記・標語コンクール	「IPPIの中子生を対象に、こめ減単に関する作品を募集し、番値を 行い、入賞者の表彰を行う。	11月15日表彰式	8
銚子市	無	1111、八貝石の衣字で11 7。		
201 1 114	鯉のぼりフェスタ		H20. 5. 4	
	鬼高さんしゃ祭り	┪	H20. 6. 15	†
市川市	環境フェア	── パネル展示、アンケート、分別クイズ、物資配布	H20. 6. 21	1~8
1117,11111	市民まつり		H20. 10. 18	<b>-</b>
	下貝塚中学校夢中博		H21. 3. 15	╡
	環境フェア		H20. 6. 6	
船橋市	生き活き展	── パネル展示、アンケート、分別クイズ、物資配布	H20. 10. 25~26	$\frac{1}{1}$ , 2, 6, 7
川口小町 111	ンッツリサイクル	一	H20. 10. 25	1, 2, 0, 1
館山市	3 R促進ポスター	理座少五だりD活動促進フェーラル 主席	п20. 10. 25	8
		環境省及び3R活動促進フォーラム主催	0000 /11 /15	V
木更津市	木更津市リサイクルフェア	ごみの減量及び資源化の促進	2009/11/15	8.9
松戸市				2, 3, 6, 7
野田市	①野田市リサイクルフェア ②ごみの減量化・再資源化の推進に関するポスター展	①古本市・フリマ ②展示、表彰	H21. 10. 16∼10. 25	1, 5, 6, 8
	リサイクルフェア長生	マイバック啓発及びごみ減量化啓発	6/1 10/19	4. 9
茂原市	リサイクル推進委員会視察 研修	リサイクル施設の施設 見学	9月 11月 2月	6
	リサイクル推進委員会学習会	講師を招いての研修会	1/27	3
	産業まつり	マイバック啓発及びごみ減量化啓発	11/3	4.9
	成田市産業まつり	パンフレット・啓発用品の配布	11/15, 16	
	成田市消費生活展	パンフレット・啓発用品の配布	2/28, 3/1	
成田市	フリーマーケット	フリーマーケット	5/18, 9/28	
			6/10, 6/17, 7/27, 8/30	
	リサイクル教室	布切れリサイクル・石けんつくり・紙すき教室	10/10, 10/16, 3/7	
佐倉市	佐倉市消費生活展	パンフレット・啓発用品の配布	1/23~24	4, 6
東金市	ごみゼロ運動	市内一斉清掃	10/1~31	4
21	海上産業まつり	マイバッグの配布及び利用促進		
旭市		, , , , , HE INVO   WINDOW	H20. 11. 23	4
/臣111	よっぱっ 年利	ヤロケケ)マサレイコーマン・ファンマーメン・ハロロ	1100 5 05 (4.1)	0
77 1 m - 1	ゴミゼロ運動	道路等に散乱しているゴミを拾い、分別。	H20.5.25 (中止)	9
習志野市	マイバック普及推進事業	市民のマイバッグ普及推進	H20. 10. 26	4
柏市	出前授業	小学校4年生を対象にごみ減量・リサイクルについて出前授業を 行う	5~7月	1, 3, 6, 7
		広報誌の誌面の一部を利用し、毎月のごみ焼却量と資源化搬出量		
勝浦市	「ごみ処理状況」の広報誌掲載	を掲載し、併せて前年同月比をすることによって、市民における	毎月	2
		ごみ減量化への意識向上を図る。		
	エコフェアいちはら	各種団体の展示	6月14日	7
	リサイクルフェア	各種団体の展示	10月11日	7
	マイバッグ運動	マイバッグ無料配布、アンケート	2月中	4
市原市	冊子「スリーアール」配付	· t // mtide h/ / v / 1	随時	5
	ポスター募集、表彰	ごみ減量に関するポスター募集	10月11日表彰	8
	環境掲示板	広報紙による啓発	毎月15日	1
	VK 701 19/4 'YA		P≯/1 10 H	1*

#### 20 一般廃棄物の3 Rに係る啓発事業の実施状況

※その他の欄には以下の項目を数字で記入している。

- 1 広報誌等の発行, 2 啓発資料の作成, 3 研修会等の実施, 4 レジ袋削減運動(マイバッグ運動含む)
- 5 教育用副読本作成, 6 施設見学会の実施, 7 展示コーナー設置, 8 ポスター等募集表彰, 9 ごみ減量キャンペーン

市町村名	事業名	事業内容	実施日	その他 (区分)
	ガレージセール	フリーマーケット	20. 11. 30	2. 3. 4. 6. 7. 8.
八千代市	1. 八千代フリーマーケット 2. リサイクルフェア 3. 環境展 4. ゴミゼロ運動 5. 出前講座開催 6. 廃棄物減量等推進員施設研修会 7. 「家庭ごみの分け方出し方」 「家電リサイクル法対象商品の処分方法」 「やちよごみ物語」 (冊子)の発行 8. 生ごみ堆肥化容器購入費補助金制度の実施 9. 再くるくん協力店	2.3. こみの検重化、リッイクル推進のためのリッイ クル品及びパネルの展示 4. 環境美化重点区域(市内)を中心とした、市民と協	1. H20. 10. 25 \ H21. 3. 21 2. H20. 10. 11 \cdot 12 3. H20. 6. 2 \cdot 15 \ H20. 10. 2 \cdot 13 4. H20. 5. 25 6. H20. 8. 22	1. 2. 3. 5. 6. 7. 9
我孫子市	クリーンフェスタ	市におけるリサイクルの流れや廃棄物処理の実状に触れながら、生活から排出される「ごみ」について共に考え、理解を深めることにより、資源化の推進とごみの減量を図ることを目的として開催している。 ごみの処理に関するパネル展示、浄化槽相談、ふれあい工房の家具バザー、フリーマーケット、生ごみ堆肥を利用した花の寄せ植え体験、模擬店(マイ箸持参の呼びかけ)、ごみに関するお楽しみクイズ(景品はリサイクル自転車など)、手作りマイバッグコンテスト		
鴨川市	鴨川市環境週間事業	フリーマーケット ポスター展	10/26 10/21~28	8
鎌ケ谷市	①環境美化運動 ②リサイクルフェア ③買い物袋の持参推進運動	①道路等に散乱しているごみを拾い、分別。 ②ガレージセール、生ごみ処理機展示、パネル展示 ③実施加盟店にて、レジ袋を受け取らないことで貯まるスタンプ カード発行。ごみ袋・買い物袋と交換。	①H20. 5. 25 ②H20. 11. 23 ③通年	
君津市	君津市生涯学習フェスティバル環境フェア	展示コーナー、ポスター展	11/15~11/16	7
富津市	環境フェアー		6月19日~22日	7
浦安市	①買物袋(マイバッグ)の配布 ②ビーナスニュースの作成 ③環境フェア	①買物袋(マイバッグ)の持参を呼びかけ、ごみゼロ課窓口にて 1世帯に1枚無料で配布する。 ②ごみの減量・再資源化に関する情報誌であるビーナスニュース を作成し、全戸に配布する。 ③ごみの減量・再資源化に関する展示等を通じて、来場した市民 に対してPRを行う。	①通年 ②年2回発行 ③平成20年6月21日	1, 4, 7, 9
	不用品回収事業	回収した不用品の展示販売	11月8、9日	9
四街道市	買い物袋持参運動	協力店にてレジ袋辞退者にシールを配布。20枚で市指定ごみ袋5枚と交換。	通年	4
	生ごみ処理機展示	市役所玄関にて生ごみ処理機の展示	通年	7
	3R推進月間事業	広報誌を使った啓発	10月	1
袖ケ浦市	マイバッグ利用推進運動	啓発用のぼりの配布、掲示協力依頼	平成20年6月	4
八街市	①廃棄物減量等推進事業	①生ごみ処理用容器等購入費の補助付	①随時	1
	②リサイクル推進事業	②資源回収実施奨励金の交	②年4回	1 0 : -
印西市	資源物とごみの分別が大事店	分別、減量化に関する啓発	<b></b>	1, 3, 4, 7, 8,
白井市	不用品再利用促進事業	フリーマーケットの開催	雨天中止	1.6
富里市	リサイクルフェア	リサイクルマーケット、資源回収、ごみ減量、資源化啓発	H20. 11. 16	1, 7, 9
南房総市	ごみの減量化・資源化啓発事業	1. 環境学習会の開催(一般市民対象・小学校)     2. 環境ポスターの募集・展示     3. エコライフカレンダーの配布     4. ごみの減量啓発冊子の発行     5. 広報誌(エコニュース)掲載	1. H21.2. 2. H20.7~10 3. H20.12 4. H21.2 5. 毎月	1. 2. 3. 4. 8
匝瑳市	無	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	①リサイクル情報コーナー	①リサイクル情報コーナーの設置	①通年	7
香取市	②ごみ減量キャンペーン	②フリーマーケット実施	②H20. 11. 23	9
山武市	無			
いすみ市	無			

#### 20 一般廃棄物の3 Rに係る啓発事業の実施状況

※その他の欄には以下の項目を数字で記入している。

- 1 広報誌等の発行, 2 啓発資料の作成, 3 研修会等の実施, 4 レジ袋削減運動(マイバッグ運動含む) 5 教育用副読本作成, 6 施設見学会の実施, 7 展示コーナー設置, 8 ポスター等募集表彰, 9 ごみ減量キャンパーン

市町村名	事業名	事業内容	実施日	その他(区分)
酒々井町	酒々井ふるさとまつりリサイクル自転車販売	リサイクル自転車の出展販売	H21.11.14	
本埜村	広報誌等の発行	ごみの分別・減量化に関する啓発	随時(2回/年)	1
栄町	廃棄物排出抑制事業	広報・行政回覧による啓発で3Rの推進を行った。	広報毎月1回	1, 2
神崎町	資源物回収所事業	新聞・雑誌・衣類・段ボール・牛乳パックの持込回収	年間通し	1. 4. 8
	たこまち広報	コーナーにより啓発	隔月	1
多古町	環境学習	幼稚園児及び保護者を対象に分別学習	5月~7月	3
→ 30円円	環境学習	小学生を対象に分別学習	希望日	3
	分別講習	要望がある地区で分別講習	希望日	3
東庄町	フリーマーケット	ふれあいまつりの時にフリーマーケットを実施している	H21.11.2	1.2
東庄町	環境セミナー	環境に関する研修会を実施している	H21. 9. 27	1. 2. 3. 4
大網白里町	食用油再生処理事業	廃食用油を回収し石けん等にリサイクル		2, 7
	①ごみゼロ運動	①町内一斉清掃(年2回)	①6月8日·10月5日	
	②3R推進月間	②広報による周知	②10月号広報誌	
	③3 R促進ポスター出展	③環境省及び3R活動推進フォーラム主催の3R促進ポスターコ	③9月にポスターを3R	
九十九里町		②	活動推進フォーラム事	1,8
九十九至町		フグールへ山展	務局に提出	
	④生ごみ減量事業	④ごみの自家処理を行うために購入した生ごみ処理機等の費用を		
		一部補助		
	⑤資源回収運動	⑤資源回収実施奨励金		
芝山町	リサイクルの日	古紙回収、啓発物資配布	10月26日	9
横芝光町	産業まつり	啓発パンフレット配布	平成20年11月16日	
一宮町	広報誌掲載	一宮町広報掲載	11月	1, 9
睦沢町	リサイクルフェア	フリーマーケット及び資源ゴミ回収	6/1, 10/19	9
睦沢町	環境衛生作品展	ポスター及び標語の表彰及び展示会		7, 8
睦沢町	施設見学用パンフレット作成		主に4月中旬から7月	5, 6
旺八町	旭队先子用バングレクトドル	及びごみ処理施設の見学会	中旬にかけて	5, 0
睦沢町	啓発チラシの作成	古紙類、衣類の分別方法を分かりやすく住民に周知し、リサイク	3/25	9
		ルの推進と可燃ごみの減量化を図る。	3/23	۷
長生村	無			
白子町	無			
長柄町	啓発チラシの作成	古紙類、衣類の分別方法を分かりやすく住民に周知し、リサイク	3/25	9
		ルの推進と可燃ごみの減量化を図る。		4
長南町	リサイクルフェア	フリーマーケット及び資源ゴミ回収	6/1, 10/19	9
長南町	環境衛生作品展	ポスター及び標語の表彰及び展示会	8/7~8/11	7, 8
長南町	施設見学用パンフレット作成	圏域内小学4年生の社会科授業の一環として、パンフレット作成	主に4月中旬から7月	5, 6
以出門	NEIK 九丁/II ハマ ノ レ ノ IT IFNA	及びごみ処理施設の見学会	中旬にかけて	0, 0
長南町	啓発チラシの作成	古紙類、衣類の分別方法を分かりやすく住民に周知し、リサイク	3/25	2
,		ルの推進と可燃ごみの減量化を図る。	0/ 20	4
大多喜町	無			
御宿町	施設見学会の実施	小学校の社会科学習として	5/8, 7/2	6
鋸南町	ごみゼロ運動	町内一斉清掃	平成20年5月24日	

# 21 廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」としている。

	廃 棄 物	減量等推進審議会(廃	掃法第5条の7に基	基づくもの)		ごみ減量等推進	生協議会		廃棄物減量等推進員 (廃掃法第5条の8に基づくもの)				
市町村名	名称	委員の構成と 人数(平成20年4月1日現在)	設置時期	根拠	名称	委員の構成と 人数(平成20年4月1 日現在)	設置時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成20年4月1日現 在)	設置時期	根拠	
千葉市	千葉市廃棄物減 量等推進審議会	①学識経験者(3人) ②市民の代表者(6人) ③関係団体の代表者(4人) ④関係行政機関の職員(1人) ⑤市議会議員(6人) 計20人	平成5年4月1日	千葉市廃棄物の適 正処理及び再利用 等に関する条例	_	_	_	_	廃棄物適正化推進員	地区推進員 48名 自治推進員1,081名 計1,129名	平成5年4月1日	千葉市廃棄物 適正化推進員 要綱	
銚子市	銚子市廃棄物等 推進審議会	学識経験者・公共的団体等の代表者・廃棄物処理業者・事業所の代表者・その他 12人	平成10年7月	銚子市廃棄物減量 等推進審議会条例	_	-	-	_	_	_	_	_	
市川市	市川市廃棄物減量等推進審議会	市議会議員2名、学識経験者5 名、市民の代表4名、生産・販 売関係者2名、廃棄物処理業者2 名	平成5年8月	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する 条例第8条	_	_	_	_	市川市廃棄物減量等推 進員(じゅんかんパートナー)	市民315名	平成5年7月	市川市廃棄物 の減量、資源 化及び適正処 理等に関する 条例第11条	
船橋市	船橋市廃棄物減 量等推進審議会	識見を有する者,事業者,廃棄物 処理業者,民間団体の代表者,市 長が必要があると認める者,14 名	平成5年4月1日	船橋市廃棄物の減 量、資源化及び適 正処理に関する条 例第36条	_	_	_	-	船橋市廃棄物減量等推 進員	634人	平成7年4月1日	船橋市廃棄物 の減量、資源 化及び適正処 理に関する条 例第37条	
館山市	十		—————————————————————————————————————	- - - -	_	_	_		十五海士デュ み見せか	-	— III 10 II01 0 01	十五冲十岁女	
木更津市	木更津市廃棄物 減量等推進審議 会	市会議員(1)・学識経験者(2)・ 市民代表者(7)・事業者代表(2)・ 他市長が認めるもの(3) 計15人	平成5月11日~平 成21年6月30日	木更津市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例	_	_	_	_	木更津市ごみ減量推進 地区指導員	300人	H4.10∼H21.3.31	木更津市廃棄 物の処理及び 清掃に関する 条例	
松戸市	_	_	_	_	_	_	_	_	松戸市廃棄物減量等推 進員	市内12地区の1地区2 町会で1町会2名を選 出 51人	平成4年10月	松戸市廃棄物 の減量及び適 正処理に関す る条例	
		審議内容がないため委嘱してい ない			野田市廃棄物減量等推進員会議	7地区から33人で構成	平成8年	野田市廃棄 物減量等推 進員会議設 置要綱	野田市廃棄物減量等推 進員	386人	平成8年	野田市廃棄物 の処理及び再 利用に関する 条例	
茂原市	廃棄物減量等推 進審議会	12	平成12年4月1日	廃棄物減量等推進 審議会条例	_	_	_	_	_	_	_	_	
成田市	量等推進審議会	者3人・団体の代表3人・事業所の代表3人 合計13人		成田市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例	_	_	_	_	成田市廃棄物減量等推 進員	自治会及び町内会等 の自治組織の長が推 薦したもの 280名	平成7年4月	成田市廃棄物 減量等推進員 設置規則	
佐倉市	佐倉市廃棄物減 量等推進審議会	1 4 名	平成10年11月	佐倉市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例	_	_	_	_	_	_	_	_	
東金市	東金市廃棄物減 量等推進審議会	会長1名 委員13名	平成7年4月	東金市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例	_	_	_	_	_	_	_	_	
旭市				_	_	_	_	_	_	_	_	_	
習志野市	習志野市環境審 議会	市会議員・学識経験者・商工農業	平成17年6月1日	習志野市環境審議会	_	ĺ		_		_	_	_	
	柏市廃棄物処理 清掃審議会	学識経験者、その他市長が認め る者、13人	昭和50年5月	柏市廃棄物処理清 掃条例	柏市ごみ減量推進 協議会		H4. 2	柏市廃棄物 処理清掃条 例	_	_	_	_	
勝浦市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
市原市	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_		

# 21 廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」としている。

	廃 棄 物	減量等推進審議会(廃	掃法第5条の7に	基づくもの)		ごみ減量等推進	生協議会		廃棄物減量等推進員 (廃掃法第5条の8に基づくもの)				
市町村名	名称	委員の構成と 人数(平成20年4月1日現在)	設置時期	根拠	名称	委員の構成と 人数(平成20年4月1 日現在)	設置時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成20年4月1日現 在)	設置時期	根拠	
流山市	流山市廃棄物対 策審議会	住民代表5名、学識経験者3 名、関係団体代表3名、その他 市長が必要と認める者4名	平成6年12月	流山市廃棄物の減 量及び適正処理に 関する条例	流山市ごみ減量・ 資源化推進協議会	委嘱していない	H11.12	流山市ごみ 減量・資源 化推進協議 会設置要綱	流山市廃棄物減量等推 進員	流山市廃棄物の減量 及び適正処理に関す る条例		流山市廃棄物 の減量及び適 正処理に関す る条例	
八千代市	八千代市廃棄物 減量等推進審議 会	字識栓駛看 3 名   廃棄物処理業者 2 名	平成6年4月	八千代市廃棄物の 減量及び適正処理 に関する条例	_	_	_	_	八千代市廃棄物減量等 推進員	市民137名	Н6.4	八千代市廃棄 物の減量及び 適正処理に関 する条例	
我孫子市	我孫子市廃棄物 基本問題調査会	市議・消費者等団体代表・学識 経験者・事業者 等 20人名以内	昭和55年3月	我孫子市廃棄物基 本問題調査会条例	_	_	_	_	_	_	_	_	
鴨川市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
鎌ケ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物 減量等推進審議 会	市議・市民・民間諸団体の代表・学識経験者・等 計13名	平成6年9月	鎌ヶ谷市廃棄物減 量及び適正処理に 関する条例	_	_	_	_	_	_	_	_	
君津市	君津市廃棄物減 量等 推進審議会	市議・学識経験者・事業者代表・市民代表・その他 12人	平成7年9月	君津市廃棄物減量 の適正処理及び再 利用等に関する条 例	_	_	_	_	君津市廃棄物減量等推 進員	自治会規模に応じ1 〜10名を嘱託 計483名	Н7. 9	君津市廃棄物 減量の適正処 理及び再利用 等に関する条 例	
富津市	富津市廃棄物減 量等推進審議会	市議会議員、知識経験者、事業	平成6年7月1日	富津市廃棄物の減量化、資源化及び 適正処理等に関す る条例	_	_	_	_	_	_	_	_	
浦安市	浦安市廃棄物減量等推進審議会		平成6年12月	浦安市廃棄物の減 量及び適正処理等 に関する条例第6 条	_	_	_	_	廃棄物減量等推進員 (ビーナス推進員)	自治会より原則1名 選出 合計81名	平成7年12月	浦安市廃棄物 の減量及び適 正処理等に関 する条例第8 条	
四街道市	_	_	_	_	ごみ処理対策委員 会	学識経験者(3名)・ 市民代表(7名) 民間 諸団体(4名)	平成元年12月22日	四街道市ご み処理対策 委員会条例					
袖ケ浦市	袖ケ浦市廃棄物 等減量推進審議 会	13	平成5年	袖ケ浦市廃棄物等 の減量化、資源化 及び適正処理等に 関する条例第12条 第3項	_	_	_	_	袖ケ浦市廃棄物減量等 推進員	110	平成5年	袖ケ浦市廃棄 物等の減量 化、資源化及 び適正処理等 に関する条例 第13条第1項	
八街市	_				_	_	_	_	_	_	_	_	
印西市	印西市廃棄物減 量等推進審議会	識見を有する者、市民、事業者 等 13人	平成8年4月1日	印西市廃棄物の減 量及び適正処理に 関する条例	_	_	_	_	_	_	_	_	
白井市	白井市廃棄物減 量等推進審議会		平成14年11月	白井市廃棄物の減 量及び適正処理に 関する条例	_	_	_	_	白井市生活環境指導員	自治会推薦96名	H7. 4. 1	・白井市廃棄 物の減型に 適正処理に する井道 で は で は で は で り は り は り は り は り は り り は り は	

# 21 廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」としている。

	廃棄物減量等推進審議会 (廃掃法第5条の7に基づくもの)					ごみ減量等推進協議会			廃棄物減量等推進員 (廃掃法第5条の8に基づくもの)			
市町村名	名称	委員の構成と 人数(平成20年4月1日現在)	設置時期	根拠	名称	委員の構成と 人数(平成20年4月1 日現在)	設置時期	根拠	名称	委員の構成と 人数 (平成20年4月1日現 在)	設置時期	根拠
	富里市廃棄物減 量等 推進審議会	学識経験者・事業者・その他 9名	平成13年7月	富里市廃棄物減量 等推進審議会条例	富里市環境美化推進協議会	各学校区から区長1 名・環境美化推進員 1名と各種団体の代 表者で構成 合計25 名	Н8.8	富里市環境 美化推進協 議会設置要 綱	_	_	-	_
南房総市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
匝瑳市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
香取市	廃棄物減量等推 進議会	12	平成19年8月28日		_	_	_	_	_	_	_	_
山武市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
いすみ市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	<del>-</del>	_
酒々井町	_	_	_	_	_	_	_	_	<del>-</del>	_	_	_
本埜村	_			_	_	_			廃棄物減量等推進員	委嘱なし		No reduction N
栄町	栄町廃棄物減量 等推進審議会	学識経験者・町民・事業者 13名以内	平成10年6月24日	栄町廃棄物の減量 及び適正処理に関 する条例(平成10 年条例第20号)第 8条	_	_	-	_	栄町廃棄物減量等推進 員	町民 49名	平成5年4月1日	栄町廃棄物減 量等推進員制 度設置要綱 (平成5年告 示第16号)
神崎町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
多古町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
東庄町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
大網白里町	大網白里町廃棄物減量等推進審議会		平成5年4月	大網白里町廃棄物 減量等推進審議会 の設置に関する条 例	_	_	_	_	_	_	_	_
九十九里 町	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
芝山町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
横芝光町		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
一宮町	廃棄物減量等推 進審議会	12	平成12年4月1日	長生郡市広域市町 村圏組合条例(廃 棄物減量等推進審 議会条例)	_	-	_	_	_	_	_	_
睦沢町	廃棄物減量等推 進審議会	12	平成12年4月1日	廃棄物減量等推進 審議会条例	_	_	_	_	_	_	_	_
長生村	廃棄物減量等推 進審議会	12	平成12年4月1日	廃棄物減量 等推進審議 会条例	_	_	_	_	_	-	_	_
白子町	廃棄物減量等推 進審議会	12	平成12年4月1日	廃棄物減量等推進 審議会条例	_	_	_	_	_	_	_	_
長柄町	廃棄物減量等推 進審議会		平成12年4月1日	長生郡市広域市町 村圏組合条例(廃 棄物減量等推進審 議会条例)	_	_	_	_	_	_	_	_
長南町	廃棄物減量等推 進審議会	12	平成12年4月1日	廃棄物減量等推進 審議会条例	_	_	_	_	_	_	_	_
大多喜町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
御宿町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
鋸南町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_